

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成25年6月14日(金) 開会時間 午前10時06分  
閉会時間 午後3時37分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一  
副委員長 塩澤 浩  
委員 中村 正則 前島 茂松 山下 政樹 大柴 邦彦  
高木 晴雄 望月 利樹 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

説明のため出席した者

福祉保健部長 山下 誠 福祉保健部次長 桐原 篤 福祉保健部次長 宮原 健一  
福祉保健部次長 篠原 昭彦 福祉保健総務課長 横森 梨枝子  
監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 山本 日出男  
国保援護課長 小澤 賢蔵 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 平賀 太裕  
医務課長 小島 良一 衛生薬務課長 三科 進吾 健康増進課長 堀岡 伸彦

教育委員長 高野 孫左工門 教育長 瀧田 武彦 教育次長 堀内 浩将  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 秋山 孝 福利給与課長 雨宮 貴  
学校施設課長 内藤 正浩 義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨  
新しい学校づくり推進室長 大塚 克秀 社会教育課長 近藤 周利  
スポーツ健康課長 上野 直樹 全国高校総体推進室長 清水 義周  
学術文化財課長 高橋 一郎

議題 (付託案件)

- 第72号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第76号 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例中改正の件
- 第78号 山梨県立学校設置条例中改正の件
- 第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
- 請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて
- 請願第24-11号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて
- 請願第25-5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

- 審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願については、請願第23-1号、請願第24-10号及び請願第24-11号は継続審査すべきものと決定し、請願第25-5号は採択すべきものと決定した。
- 審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時6分から午前11時57分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午後1時2分から午後3時37分まで福祉保健部関係(午後2時27分から46分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。  
6月17日に、県が出資している法人の経営状況に係る審査を行うこととなった。
- 主な質疑等 教育委員会関係  
第78号 山梨県立学校設置条例中改正の件
- 質疑  
塩澤副委員長 県立学校設置条例の一部を改正する条例というようにありますけれども、名前が、新聞報道でもたくさん出ましたけれども、都留興譲館高校というようにあります。今までの県立高校にはない、新しいタイプの名前かなと思いますけれども、なかなか味のある名前だと個人的には感じております。  
これ、聞くところによりますと、江戸時代、郡内地方を治めていた谷村代官、これが設置した教育施設、これが後に谷村興譲館、こういうふうになづけられたと。今の都留市立の谷村第一小学校の前身というようにも聞いています。興譲館というのは、地元では小中学校を対象とした自然教室、こういったものにも数多く名称として使われているというように、地元ではなじみ深い、そんな言葉だなというふうなことも聞いておるわけでありまして。この言葉というのは、他人を思いやる心を育み、謙虚に学業に励んで、また成長するというような期待も込められていると、そんなようなことも聞きました。  
そういった学校というようにありますけれども、概要について何点かお伺いしたいなと思います。谷村工業高校、これと桂高校を再編して新設するということになるわけでありましてけれども、今現在、生徒数はおおむねどの程度、2つの学校が合わされるわけですがけれども、どの程度の規模を計画しているのか。それと、学校の課程、あるいは設置学科というようにもわかりましたら、どんなふうになっているのかまず伺いたいと。
- 大塚新しい学校づくり推進室長 生徒数でございますけれども、8クラス300名程度を予定しております。また、学校の課程ですけれども、全日制の課程ということで、総合制高校となります。それから、設置学科でございますけれども、普通科、英語理数科、工業科になっています。工業科につきましては、その中で、機械工学、電子工学、制御工学、環境工学の4つの科に分かれるようになっております。以上でございます。
- 塩澤副委員長 たくさん設置するというところで、規模も300名ぐらいということですね。8クラスぐらいのことなんですけれども、相当大きい学校になるかなと考えています。  
工業高校、普通高校、これを統合するというのは県内では初めてのケースかなと思います。笛吹高校は違う学科が統合されたわけですがけれども、今まで力

リキュラムが違うわけですね。そういった学校同士が一緒になって1つの学校としてまたやっていかなければならないと、笛吹高校のときの例もあるかと思いますが、これ、大変難しいことかな、大変かなというふうにも思うわけですが、1つの学校としてどういう方向性を目指してやっていくのか、どんなようなことを考えておられるか伺います。

大塚新しい学校づくり推進室長 先生おっしゃいましたように、県内最大規模の学校ということでございまして、その規模のメリットを生かしまして、多様なカリキュラム、それから、谷村、桂の両方の文化部、運動部を引き継ぎまして、多様な部活動を用意いたしまして、活力ある高校にしたいと考えております。また、都留文科大学との高大連携、さらには海外の姉妹校との連携をとりまして、国際交流を進めたいと考えております。さらに、産業技術短期大学との連携、また、これから設置されますけれども、健康科学大学の看護学部との連携を通じましてキャリア教育を進めたいと思います。このほか、地域の小学校や地域との連携を進める中で地域の中心となる学校を目指したいと考えております。以上です。

塩澤副委員長 高校と連結するような大学、あるいは今まで都留文科大学なんかとも連携していたということも聞いておりますけれども、英語理数科、普通科はもちろんそのとおり、都留文科大学あるいは健康科学大学ですか、新しく設置される看護学部としっかりと連携がこれまで以上に期待される、地域の人にとってもそういったことが期待されると思いますけれども、工業科ということになりますと、今、お話がありましたけれども、産業短期大学、ここの連携をしっかりとっていかなければならないなと思っています。そうやって、地域の産業、そういった面において貢献できる人、この人材育成ということをしっかり考えてもらいたいなと思っています。

その産業短期大学校は、これ、隣接にあるわけですがけれども、こことは具体的には、工業学部ですかね、その後の学科があるわけですがけれども、そこはこういった連携が考えられるということがもしあればお聞かせください。

大塚新しい学校づくり推進室長 産業技術短期大学との連携でございますけれども、高校と産業短大との連携により、高校3年と短大2年の5年間で高等専門学校レベルの技術、技能を身につけさせるようにしたいと思います。また、産技短の施設設備を高校のほうでも利用していただく。それから、指導者間の交流を行う。そのほか、ロボコン、ソーラーカーなどクラブ活動、また、資格取得などについて連携をしていきたいと考えております。以上でございます。

塩澤副委員長 これまでも議会の中でも、高等専門学校なんかの話はちょこちょこ出たわけですがけれども、そういったときに、産業短期大学校との連携をというような話も聞いております。そういう中で、産短大としっかりと連携をとってもらいたいなと思います。いろいろ何点かお聞きしましたけれども、とにかく新しい学校というようなことで、地域の新しい発展、そういうこともしっかりと考えて、地域に愛される、また、地域の皆さんの期待に応えられるような、そういう新しい学校づくりというようなことをしっかりとやっていただきたいと、そんなことを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 (特別支援教育推進費について)

小越委員 特別支援学校3校に配置される言語や心理の先生方というんですけれども、その先生方というか、資格の方は新たに採用されるの？ それとも、どこかの団体とかにお願いして来ていただくんでしょうか。まず、勤務形態と、それから、どのように連携するのか。

大塚新しい学校づくり推進室長 新しく新採を雇うということじゃなくて、資格のある方が非常に少ないので、関係団体等にお願いして見つけてまいります。

勤務形態でございますけれども、特別非常勤講師を想定しております。以上でございます。

小越委員 ということは、何人の方をお願いして、どの程度、時間数というか、コマというか、月に何回行くとか、それから、要請されたら行くとか、どういうふうにするのかにその方々に支援教育の中に入れていただく予定なのかお聞かせください。

大塚新しい学校づくり推進室長 基本的には、心理士、言語聴覚士、それから、理学療法士、作業療法士、各1名分、週20時間月80時間を予定して予算をとっています。ただし、職種によりましてなかなか人が見つかりませんので、ワークシェアということで、1つの職種について何名か来ていただくことも考えております。以上でございます。

小越委員 これ、先ほど国の委託事業とありましたけれども、10分の10国費ということですが、これはずっと来年再来年も来るのか、それとも、打ち切った場合は県費として今後もやるのか、そこの今後の見通しをお願いします。

大塚新しい学校づくり推進室長 来年の予算になるので、この場ではっきりとお答えできないですけれども、国の事業といたしましては3年間の委託事業としています。その後につきましては、事業の実績等を踏まえながらどういうふうにするかは対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願 25-5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見 (「採択」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第 23 - 1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見

小越委員 私はこれは反対です。これは中高一貫校を設置するための請願でありますけれども、私立にも中高一貫校があります。なぜ県立で中高一貫校が必要なのか。ここにもありますけれども、学力の増進だけが強調され、市外の伝統校への流出というのは優秀な学生だけを集めたい狙いです。先ほど条例の審議にもありましたけれども、桂と谷村は都留興譲館高校に改編され、高大連携のほうが大きいような話を先ほど説明で伺いました。本議会には新校舎の条例も出ておりますし、この桂の中高一貫校への請願は私は反対であり、否決するべきだと思います。

(「継続審査」との声あり)

討論

小越委員 先ほども意見を述べましたけれども、これは中高一貫校への推進の請願であり、今、学力偏重の中高一貫校をつくることは県立では必要ないと思いますので、私は反対です。否決すべきだと思います。

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

請願 24 - 11号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見

小越委員 私はこの請願は採択するべきだと思います。先ほど25 - 5でも、30人以下学級の請願が採択されました。同じように、全ての小中高で30人学級実現が入っております。そして、かえで、わかば、ふじざくらも含め、特別支援学校の大規模化がまだまだ解消されておられません。子供たちの就学援助、非常にふえております。この請願は採択するべきだと私は思いますので、採択をお願いします。

(「継続審査」との声あり)

討論

小越委員 先ほども意見を述べましたけれども、この請願を採決し、採択賛成しております。採択をお願いします。

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県立高等学校整備基本構想の峡南地域再編整備)

望月(利)委員 先ほど条例改正の提案がありましたとおり、東部地域に平成26年4月に都留興譲館高校が開校するというので、高校の再編整備が進められている状況であります。県立高等学校整備基本構想の中で、峡南地域の再整備という部分が含まれていると思いますが、峡南地域の再編整備をどのように教育委員会としては考えてらっしゃるのかお聞かせください。

大塚新しい学校づくり推進室長 高等学校整備基本構想は、40人学級で1学年6学級を中心として4から8学級が適正規模としておりまして、この適正規模を基本としながら再編整備をするというようなことになっています。なお、今の1学年4から8学級というのは、生徒数でいいますと160人から320人ということになります。以上でございます。

望月(利)委員 学校の適正規模を基本にということですが、再編整備を検討するということですが、峡南の高校の現状はどうなっているのかということと、また、確かに峡南地域、地域では子供が減っているんですが、他地域から子供たちが峡南の高校に来てくれているという現状を踏まえて、今後の見通しというのはどうなっているのかということをお聞かせください。

大塚新しい学校づくり推進室長 峡南地域の高校の現状でありますけれども、平成25年度の入学生の定員は、増穂商業が120人、市川高校が155人、峡南と身延高校がそれぞれ100人でございます。

それから、今後の見込みということでございますけれども、峡南地域の中学校の卒業生数でございますけれども、24年3月、直近のデータでございますけれども、531人、これが32年3月には370人余になると見込んでおります。以上でございます。

望月(利)委員 将来的には370人ぐらいになってくるということで、峡南地域の高校の再編整備は、確かに今の答弁だと待たないという感じがあります。しかしながら、学校は地域のコミュニティの中心であります。今、旧下部町は、町のほうの教育委員会の関係で、1中2小という部分で小学校、中学校がなくなってしまう。そこに峡南高校がなくなってしまうと、地域のよりどころ、学校が完全になくなってしまふような状況になってくるんです。

確かに基本構想というのは大事な指針であると思うんですが、基本構想にとらわれずに、峡南の再編というのは、慎重にしっかりと地域のほうと対話をしながら、状況を踏まえながら、まずチルドレンファースト、子供たちの状況、教育のことを考えていくことが主なんですけれども、地域全体のもっと広い視座を持って進めていくことが私は重要だと思っておりますが、どうお考えになりますか。

大塚新しい学校づくり推進室長 まず、委員御指摘のとおり、地域のことは重要なことだと考えております。そういう中で、生徒、保護者や地域の関係者から意見を十分伺いながら検討を進めたいと考えております。そういうことから、今年度は地域説明会を開催したいと考えております。以上でございます。

望月(利)委員 非常にデリケートな問題というか、慎重に進めていただきたい、また、対話をより多くしていただきたいと考えております。そのことについて、最後、お

答えいただきまして、私の質問を終わります。

大塚新しい学校づくり推進室長 委員おっしゃるとおり、大変デリケートな問題ということをご認識しておりますので、それを十分踏まえて検討していきたいと考えております。以上です。

(やまなし教育振興プランについて)

塩澤副委員長 やまなし教育振興プランについて、そのほかもう1点お伺いしたいと思っております。よろしくお願いします。

委員会のほうでは、本県の教育の思想の振興を図るためということでもって、21年から25年までのプランを作成したということではありますが、今回の本会議でも取り上げられておりましたが、今、26年度からスタートする新たなプランを作成しているというようなことではありましたが、何点か質問させていただきたいと思っております。

今のプランの今までの検証という点で、本会議の答弁の中にもありましたけれども、プランに掲げた目標の3割が計画どおりに進捗していなかったというような答弁がありました。これ、具体的にはどのようなことが進捗していなかったのかお伺いしたいと思っております。

秋山次長・総務課長事務取扱 現行のプランでは、現在77の指標の進捗状況を見ながら施策の進捗を図っておるところでございます。そのうち26項目ということで約3割が進捗率60%以下ということで思わしくない状況でございます。その内容ですけれども、まず学校教育というような面で見ますと、指標としまして、小学校の算数・中学校の数学の授業についての理解度という指標があります。それから、皆さん御承知のとおり、いじめの認知件数、それから、学校内での児童生徒の暴力行為の件数、あとは、体力テストで小学生、児童のボール投げの飛距離、それから、学校教育以外では、スポーツの分野なんですけれども、週1回以上スポーツをしている大人の数、国民体育大会、国体での個人・団体の成績とか、そういった指標が低調、達成状況が思わしくないという状況でございます。以上です。

塩澤副委員長 具体的にはというようなことでもってお話があったわけですが、中でも算数・数学というお話がありました。またこれ、学力問題かなというふうに思いますが、いじめの暴力、このような件も指標として悪かったというようなことであったわけです。これらのことは今までも相当いろいろな対策を打って慎重にやってきたなというふうにも思っているんですけれども、それでもなかなか成果が出てこないというようなことになっていると思っております。こちら辺は、次のプランに向けてどんなような考え方で対策をとっていくのか伺います。

秋山次長・総務課長事務取扱 ただいま委員から学力向上と、それから、いじめと暴力行為といった問題行為につきまして御指摘がございました。これまでも学力向上であれば、県独自の学力把握調査を実施するという学力向上対策、それから、スクールカウンセラーの配置を充実する、そういったような重点的な取り組みをしてきました。さらに少人数学級の拡大も進めておりますので、今後そういったものの施策の効果があらわれてくるとは考えているんですけれども、現状ではまだ十分とは言えない状況だと認識しております。そこで、今後、プランの策定委員会の中でも、現状の施策の課題、問題点等、また改善、見直しを行いま

して、新たなプランの中でそういった施策の見直しを図って、引き続き重点的な取り組みをしていきたいと考えております。以上です。

塩澤副委員長 学力の問題、学力調査もまた新たにやったというようなことですが、そういった成果がすぐ出ないというものはなかなか話としてはわかる話なんですけれども、今までの達成感、やったことをしっかり検証していただいてやっていくということも大変重要なことだと思います。

さらにもう1つ重要なことは、私の考えの中では、新しい課題。昔は十年一昔と言ったんですけれども、今、日々いろいろなことがさまざま変化に富んで、対応していかなければならないことがどんどんふえているのかなとも思うわけですが、策定に当たってそういったものに対して対応していかなければならないなとは思っています。その辺は、新しい課題に対してはどういうふうに考えていくのかお伺いします。

秋山次長・総務課長事務取扱 今後、プランの策定委員会の中で検討していくことになるかと思うんですけれども、例えば、東日本大震災を契機としました学校防災対策とか、通学路の安全確保といったようなそういった学校安全の問題、それから、特に山梨では今、富士山の世界文化遺産登録が目前でございます。それから、あと、中部横断自動車道が開通すれば、太平洋と直結する。さらには、そういったようなことで世界に山梨が羽ばたくようなチャンスということで、そういった意味で、いろいろな意味で、グローバルな物の考えができ、行動できるといったようなグローバル人材の育成も求められていると思います。そういうようなこれから将来にわたる課題につきまして、今後、策定委員会の中で十分に議論をして、さらに具体的な施策として検討していきたいと考えています。以上でございます。

塩澤副委員長 今、東日本大震災というような話も出ましたけれども、あのときはたしか、日本人のすばらしさというのも改めて見直されたというような話もたくさんあったわけです。そういった日々のいろいろな変化に対応してやってもらいたいなと思いますけれども、具体的にはこれからしっかりと検討しながら議論していくことだと思います。

私たち議会としても、今後かなり議論していくというようなことが必要かなとも思っておりますけれども、教育は人づくり、人材育成が本県発展の鍵を握るんじゃないかなと私は思っています。計画の策定においては、広い視野、そういうことをしっかり持っていただいて、将来をしっかりと見すえてもらった中で策定をしていただきたいと、そんなふうに思います。よろしく申し上げます。以上です。もう1点。

白壁委員長 続けてどうぞ。

(運動部活動での指導のガイドラインについて)

塩澤副委員長 いいですか。では、もう1点お伺いしたいと思います。昨年12月、バスケットボールですか、大阪・桜宮高校の顧問の教員の体罰を背景として、そのキャプテンでしたか、高校生が自殺したというような痛ましい事故が発生したわけですが、こういったものを踏まえて文部科学省で先般、運動部活動での指導のガイドラインを発表したと新聞報道、テレビの報道等でもありました。

報道によると、勝利至上主義の否定と部活動における体罰、あるいは指導と



して認められない行為・認められる行為とか、ちょっと具体的な部分も書いてあったんですけども、全容とするとほんとうにちょっとしかでていなかった。

私も実際に出ていたそのガイドラインを一通り一読させていただきました。これは相当すばらしい、このとおりにできれば、部活動というのはすばらしい部活動になるなと感じたわけですけども、内容的にも濃い内容でもって、短い期間の中でもってつくられて、過去にもこういったことが相当あったのかなと感じています。

そこで何点か伺いたいと思います。県教育委員会として、今回示されたガイドラインについて、どういうふうに活用して、徹底していかれるのかお伺いします。

上野スポーツ健康課長 ありがとうございます。ガイドラインにつきましては、先般5月27日、文科省の有識者会議が大臣のほうに報告したということになっております。その内容につきましては、今、先生のほうからお話がありましたとおり、報道された体罰への対応ということだけではなくて、これまでの部活動への評価から、どういうふうに取り組むかと、部活動を指導する際の留意点などを取りまとめた内容となっていて、大変すばらしいものだと感じています。

このため、ガイドラインの中でも、部活動を顧問の先生だけに任せるのではなくて、組織として学校全体で取り組もうというような内容にもなっていますので、公表された時点から後の会議になりますけれども、過日行われました校長研修会とか、教頭・副校長研修会とか、そういうものにガイドラインを配布して説明させていただいております。また、今後も、学校体育主任の先生方の集まりとか、さまざまな機会を捉えてガイドラインの周知を図っていきたいと考えております。このガイドラインが現場で活用されて、部活動の支援になればいいなと考えて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

塩澤副委員長

すばらしい内容だというようなことで先ほど言いましたけれども、徹底の仕方によってうまく活用ができるかどうかということも決まってくるので、しっかりしたそういった徹底をしていただきたいなと思っております。

私は、特に中学生、小学校から中学校に上がる時、いろいろな話を聞くわけですけども、多くの中学生が部活動に対して期待と夢を持って入学してくる、また、入部する子供が大変多い、そういうふうに聞いております。また、自分でもそういうふうに感じております。全国では、中学生の約65%、高校生が42%の方が今、運動部に所属しているというふうに聞いておりますが、部活動次第では、生徒が充実した学生生活が送れるかどうか、そのぐらい、特に中学生にとっては学校生活の中でのウエートがものすごい高いと、そういうふうに感じております。

だから、先生と生徒との間に信頼関係を築いていく、これが大事で、技術的な指導というものがどうこうというのは、最終的には一生懸命やってくれるか、やってくれないかという、そこら辺にかかってくるのかなと。先生の情熱が生徒に伝わるかどうかそこら辺だというふうに私は思っております。特に体罰などに注目が集まっている中、今後、先生が委縮する、あるいはそういったことにもつながるとは思うんですけども、教育委員会として、学校現場、部活の今以上の活性化については、どのように努力していくのかお考えをお聞きしたいと思っております。

上野スポーツ健康課長 部活動の活性化の策についてであります。今回ガイドラインが公表

されまして、今月末には文科省のほうから通知としてガイドラインが各自治体に送付されるというようなことを伺っております。

本県としましては、現場の部活動を実際にやっていく上で注意すべき点とか、それから、これまで部活にかかわってきた先輩方の知見などを集めたものをQ & Aという形にまとめて、現場の先生方が取り組みやすいような情報提供を行って、活性化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

塩澤副委員長      ありがとうございます。また、このガイドラインの中には、教育の一環ということも強くうたっているわけでありまして、教育の一環ということは、今までどおり、教員あるいは学校が主体になって中心的な役割を担っていくと、そういうふうな認識でよろしいのでしょうか。

上野スポーツ健康課長   部活動というのは、ガイドラインの中にもありますとおり、学習指導要領にも定められておりまして、あくまでも教育の一環として取り組むものでありますので、その視点で部活動の活性化を進めていただきたいと思います。以上です。

塩澤副委員長      最後になりますけれども、いろいろな話を聞いている中で、部活動というのは相当大変な活動かなと思います。そういった中で、評価はどんなような評価があるのか、もしあったら教えていただきたい。なかったら結構ですけれども、どうでしょうか。

上野スポーツ健康課長   現場の評価というのはなかなか難しいところがあるんですけれども、部活動の指導を通じて、教員、先生方もやはり得るところもたくさんあるでしょうし、そういうものは学校内において当然、頼りになる先生というような評価とかにつながるのかなと考えております。以上です。

(体罰について)

大柴委員            今の塩澤委員のガイドライン等の問題等もあって、体罰に対してちょっとお聞きしたいんですけれども、全国的に体罰の問題が大きく取り上げられているわけでございますけれども、本県でも緊急調査の結果、県立高等学校で10件程度の事案があったと報告を受けております。県民の中、また我々も、まだまだ隠れた体罰があるんじゃないかなということも思っているわけでございますけれども、まず、県立高校において緊急調査をどのように実施して、また、調査の漏れとかそういうのはないのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

赤池高校教育課長    高校の場合ですけれども、2月末から行いまして、4月末までに全て回収し、取りまとめましたものですけれども、アンケートは、用紙を全ての生徒に配りまして、その用紙に基づいて、保護者の連名でサインをして、封書に入れて厳封という形で提出されました。内容につきましては管理職が確認しまして、体罰があったとの回答がある場合、それぞれの生徒、それから、担当教員に確認しております。それから、教員につきましては、全て個別面接ということで一人一人に面接しておりますので、24年度の体罰調査に関しては漏れがないと思っております。以上です。

大柴委員            それはあれですか、無記名で生徒は全部させていて、そしてまた、管理職というのはどのような方が調べたんですか。

赤池高校教育課長 アンケートは全て記名であります。管理職は主に校長、あるいは学校によっては校長、教頭が一緒にやったところもあると思いますけれども、全て記名で、内容的には管理職しかわからないというふうになっています。

大柴委員 我々の考えですと、我々、自分たちが学生のときなんですけれども、やはり記名で書いて、なかなかそれを言えるのかと。それを見るのは校長先生、教頭先生のわけですから、これ、誰か県の職員が見るんだったらまだわかりますけれども、校長先生、同じ学校のその人を見るのに、なかなか書けないという事実もあるんじゃないかなと私は感じておりますので、もう1回、やっぱりアンケートのやり方というものを少し考えてもらったほうが確実なところが出るんじゃないかなと。はっきり言って、どう考えても私は1年間で10件なんていうのは少ないなと思いますので、もう一度アンケートの仕方を考えていただきたいなと思います。

次に、2つ目なんですけれども、緊急調査によって精査されたということはわかりました。次に、体罰の内容及びそこに至った原因、また、その内容、分析、こういうものがわかったら教えてください。

赤池高校教育課長 高校の場合は、先ほどの10件であります、主に、そのうち8件が部活動に絡んでおります。部活動も、部活動の指導、技術指導に絡むものもありますが、多くは生徒の部活動を指導している上でのふだんの生活態度、それから、学習等も絡めた一般的な指導の中で手が出たというふうな形式が非常に多かったです。体罰の形態としましても、いわゆる平手打ちというのが主ですが、中には、足で蹴るというものもございました。以上です。

大柴委員 そういうときの教師の処分というのはどのような制度なんでしたっけ。

赤池高校教育課長 処分につきましては、今、検討しているところでありますが、近々、行政上の処分については公表を予定しております。それ以外の処分もございまして、細かいところは公表できないところもありますけれども、これまでと同様に訓戒とか減給とかに相当するものについては公表をしたいと思います。

大柴委員 細かいところは発表できないということなんでしょうけれども、やはりある程度、そういうことも先生たちにも知らしめておく、また、父兄にも知らしめておくというのは大事なことだと思いますので、その辺もしっかりと対応をお願いしたいなと思います。体罰は、単に教育の資質の問題だけではなくて、さまざまな原因によって生じると私は思っているわけなんですけれども、ここでそうした原因を分析して、また取り除いていくことが体罰をなくす対策としては大変重要なことだと思っております。これを踏まえて、今後どのように対策を講じていくのか教えていただけますか。

赤池高校教育課長 先ほど申しましたように、多くの場合は部活動絡みでありますので、先ほどスポーツ健康課長からもお話がありましたように、部活動での指導ガイドラインを文科省で指定されておりますので、それを活用しながら、スポーツ健康課と連携して対応していきたいと思っております。部活動以外にも2件ありましたので、早急に体罰に向けての指針を策定しまして、職場の研修会とか初任者研修会、それから、5年経過した5年研修会、10年研修会といろいろ研修会がありますので、これら研修会の機会を捉えまして、体罰防止について指導をしていきたいと考えております。

(特別支援教育の指導体制について)

山下委員　それでは、特別支援教育の指導体制について伺わせていただきます。委員長もたしか本会議で良質な特別支援というふうな話もされましたので、前置きは抜きにして、とりあえず今、特別支援教育の専門性についてどのように考えているのかまず伺います。

大塚新しい学校づくり推進室長　特別支援教育の対象となる障害は、視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱、発達障害など多岐にわたっておりまして、障害の状態も重度化、重複化しておりますので、これまで以上に専門性が必要だと考えております。以上です。

山下委員　それで、その専門性を確保するために教職員の方々にこういった指導を行っているのか、具体的にお願いします。

大塚新しい学校づくり推進室長　全ての特別支援学校、特別支援学級に対しまして、日常的な研究活動や指導方法等の計画的な研究に取り組むよう指導しております。また、各種研修会や講習会を開催するとともに、国の研修会等への派遣もやっております。あわせて、特別支援学校教諭の免許を持っていない先生方につきましては、講習会等を受講し、免許を取得するよう指導しています。以上でございます。

山下委員　わかりました。特別支援学校というのは今、山梨県で12校、そして、生徒さん、児童生徒の数が約2,000人、そして、教員が約1,200人ということで、かなりの数ですよね。今、私、皆さん方にもあると思いますけれども、この組織、職員を見ますと、結局、今、室長がいらっしゃるということのは、高校教育課の赤池さんのところですね。そこから分離したところで新しい学校づくりがあって、その下に特別支援教育ということで、お名前も載っていますけれども、いいですけども、モテギさんというのかな、この方が係長という格好で、1,200人の、いわゆる事実上の現場のトップということになるわけですね。ここにいらっしゃる赤池さんも学校の先生の出身ですね。渡井さんも学校の先生の出身。現場のことがよくわかっていらっしゃるんだと思いますけれども、この係長のモテギさんという方は学校の先生なんですか。特別支援学校の先生なんですか。それとも、事務屋さん？

大塚新しい学校づくり推進室長　モトキでございますけれども、室長補佐ということで、特別支援学校の教員でございます。以上でございます。

山下委員　わかりました。私はてっきり事務屋さんだと思ったんでね。それもあるんですけども、12校あって、そして、教職員が1,200人を超えるという組織で、私は位置的にいうと、新しい学校づくりの下に、位置的に普通の係みたいな格好であるという自身はちょっと。要するに、ほんとうにもうちょっと良質な体制をつくっていくというふうにするのだったら、やっぱり組織図上もちょっと下じゃないのかなと。要するに、もう少し上にきちっと上げてですね。この教育委員会の中にも、きっと局長会議とかいろいろそういうものもあるんでしょう。そういうところにそういう人たちが、きちっと専門性のある人が出ていって、それでやっぱり発言しないと、そんな具体的に、皆さん方が今、簡単に、やってます、やってます、研修してますと、それだけの話じゃないんじ

やないかな、ほんとうにいいものが生み出せるのかなというところがありますので、そのあたりひとつ御所見をいただけたらと思います。

秋山次長・総務課長事務取扱 現在の特別支援担当は、かつては高校教育課の一担当であったんですけども、かつて、これ、18年度なんですけれども、いわゆる特殊教育から特別支援教育ということで、全ての児童生徒、支援が必要なそういう生徒に対する特別支援教育に移行するという段階で、当時の新しい高校づくり室を改編しまして、新しい学校づくり、これも特別支援教育の学校制度改革の一環ということでそちらのほうへ独立させ、強化を行って、その後の養護学校から支援学校への転換とか、あるいは小中学校での特別支援教育の充実のための指導、そういうものに当たってきた経緯がございます。

さらに組織的な検討ということなんですけれども、まだまだ当面の間は、支援学校の児童生徒も今、増加傾向にございます。あとは、今、インクルーシブ教育ということで、障害のある子、ない子も分け隔てなく教育をしていこうという、そういったことも国の中教審のほうで検討もされております。そういう検討状況も見ながら、また、他県の状況なんかも見ながら、今後検討していくことになるかと考えております。以上でございます。

(キャリア教育について)

高木委員 キャリア教育についてお伺いさせていただきたいと思います。各部局でその年の重点課題だとか目標とかを掲げて、チャレンジミッションが公表されております。教育委員会の重点項目としてキャリア教育があるわけですが、キャリア教育は、働くこと、職業観とか、あるいは勤労観とかいったものを子供たちに身につけさせる、そのために非常に重要な課題だということで、重点項目として挙げていると思います。キャリア教育を推進していく、その狙いとは何でしょうか、お伺いいたします。

赤池高校教育課長 キャリア教育の狙いですが、委員御指摘のとおり、子供たちの望ましい職業観とか勤労観を育成するということは非常に大きな目的でありますけれども、現在ではそれをもっと膨らませまして、子供たちが社会人として一人前に自立していくための、我々は、基礎的汎用的能力と言っておりますが、そういう能力を育てていきたいというのが狙いがあります。

高木委員 今お話があったように、汎用能力といいますか、自立した社会人を目指すということでもありますけれども、その資質や能力は非常に重要だというふうに、向上させることは重要だと思います。そうはいつても、子供たちが産業界あるいは社会人として入ってきたときにちらほら耳にするのは、キャリア教育がどうなんだろう、いまいちではないかというような話も伺うことがあります。それで、高校生の実態、どんなふうに教育されているのか、それについてお伺いしたいと思います。

赤池高校教育課長 これは平成23年度のキャリア教育に関する中央審議会の答申の中にありましたが、キャリア教育をする上で一番問題点とされたことは、学校から子供たちが社会に入るときの接続、職業への移行がうまくいっていないことが非常に大きな問題ということで、特に今の子供たちを見ると、人とのコミュニケーションがうまくいかないとか、自分の進路を自分で決められないとか、自分に自信が持てないと、それから、将来の職業も曖昧で、ただ大学に行くというふうなことが大きな問題とされています。

先ほど申し上げましたように、基礎的汎用的能力というものをとお話ししましたけれども、いわゆるコミュニケーション能力とか、それから、自分で課題を見つけて解決する能力とか、自分で将来を設計する能力、そういうふうなものを育てることがこれから必要だと言われております。

高木委員

学校というのは、ある意味では特殊なところかもしれません。そして、社会と学校というのはかなり落差があるんですね。子供たちがキャリア教育をそのまま実社会で生かせるというのもなかなか難しいことなのかなと、特にこういった多様化した社会の中ではえらいのかなと、こんなようにも思うんですが、そういった実態は、教育委員会だけではなくて、専門学科とか、あるいは大学でも大きな課題であると私は思っているわけですが、高校教育の中で具体的にキャリア教育はどのように実施されているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

赤池高校教育課長 手元に山梨県の学校指導重点がございますけれども、これは全ての教員に配るものです。この中に1ページ割きまして、キャリア教育について記載しており、これは全ての教員に行き渡っていきまして、教員が確認しているところで

す。具体的に本年度のキャリア教育の進め方ですけれども、過日、文科省から教科調査官を呼びまして、キャリア教育の推進について、管理職、特に教頭に、啓蒙といいますか、キャリア教育推進の意義を講演していただきました。

キャリア教育の具体的な内容ですけれども、体験活動を主に学校ではやっています。県立高校全体では、150近い活動を、平均すると1つの学校で5つ程度の数でありますけれども、計画していきまして、その各体験活動が終わるたびに、子供たちにアンケートをとりまして、そのアンケートの満足度が90%以上にしようというのがチャレンジミッションの目標でもあります。

あとは、インターンシップにつきましても、これも先日、地域連絡会議を開きまして、中小企業の団体とかハローワーク等の関係者に集まっていたいて、企業開拓、それから、インターンシップを推進する上での問題点と課題等を話し合いながら、今年の計画を進めております。各学校では長期休暇期間中を中心に就業体験を実施しています。それ以外に、外部講師を呼んで事前の講演会を開いたり、全部終わったところで子供たちの体験発表会などの、インターンシップの活動に取り組んでいるところであります。以上です。

高木委員

今お話を聞きますと、随分いろいろ多角的多面的にキャリア教育が子供たちに実効性のあるものになるための施策が、国あるいはまた県も実施していているということで、大変ありがたいとも思うわけです。先ほどインターンシップという話がありました。職業観とか勤労観を養う上で私は非常に重要なことだと思うんですが、インターンシップはこれまでどのように進めてきたか、また、昨年度どのようなことを実施したのか、また、それについて子供たちはどのように反応を示しているのか、感想を持っているのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

赤池高校教育課長 このインターンシップにつきましては平成12年度から取り組んでおります。当初は職業系の高校を中心に参加した生徒が130名程度でありましたけれども、平成24年度では、28校中23校、それから、生徒数は1,924名、受け入れ企業も847社ということで、非常に多くの生徒、それから、多くの企業でお世話になって活動しております。今は企業に出向いての就業体験、

いわゆるインターンシップですけれども、このインターンシップの中には、医師体験とか看護体験、このようなものも取り入れて、また、研究所での研究者としての体験等、職業を幅広く考えながら、そのようなことも含めて体験活動をしていきたいと考えております。

それから、生徒の反応ですけれども、アンケートの結果で申しわけありませんけれども、子供たちは、インターンシップをする前は、やってみたいというのは6割程度でありましたが、終わってみれば、やってよかったという反応が9割以上、ほとんどの生徒がそういう反応をしておりますので、子供たちにとっては非常に有意義な体験であると思っています。以上です。

白壁委員長 一問一答でお願いします。

高木委員 今、話を聞きますと、1,924人の子供たち、また847社という、大きく拡大、輪を広げている、大変ありがたい施策だと思います。そして、これは生徒ばかりじゃなくて、産業界も、実社会、そういう社会も、あるいは親御さんたちも非常に喜んでくれているし、また、期待も高いと思います。さらにこのことを進めていながら、教育委員会のみずからの重点項目に挙げているわけですから、その成果がどんどん高揚していくようにさらなる努力をお願いいたしまして質問を終わります。

(少人数学級の実施状況について)

小越委員 何点かお伺いします。まず、少人数学級の実施状況です。今年度、少人数学級の実施はどのように、今年、5年生と中学2年生だったんですけれども、その実施状況、何校行われているのかまずお伺いします。

秋山次長・総務課長事務取扱 はぐくみプランによる少人数学級の実施状況ですけれども、今年度拡大をいたしました、まず小学校5年生ですが、該当校が17校ございまして、17校が35人以下学級になっています。それから、それとは別に、1学年1クラスということで、具体的にいうと36人から40人の学級になりますけれども、そういった学校が10校ございまして、そこははぐくみプラン上、アクティブクラスということで、非常勤講師を雇いまして、担任とチームティーチングでやるということがございます。したがって、27校で拡大したということです。

それから、中学校でございましてけれども、中学校は2年生に拡大しましたが、26校が新たに35人以下学級になりました。クラス数にすると29クラスふえた勘定になります。それから、やはり単学級が5校ございまして、これには各クラスに非常勤講師がつくと、そういう状況でございます。以上です。

小越委員 それで、35人学級を選ぶか、それとも、先生を選ぶかという、どちらかの選択ができるようになったと思うんですけれども、全てが少人数学級を選択したということでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 先ほどの中で、小学校につきましては全ての学校で少人数学級を選択いたしました。中学校は、中学校2年生につきましては1校がアクティブクラスを選択しております。以上です。

小越委員 アクティブよりも、やはり先生、または校長先生をはじめ、保護者も、少人数学級を選んだほうがよかったというふうに私は思っております。大規模校に

おきまして、小学校は少人数学級をとったと。問題は1クラスのところで、単学級です。私も何校か視察に行かせていただきましたけれども、35人学級を実現したというふうについても、国の定数のところが引っかかっておりまして、36人、37人でも国の定数40人より少ないので、2学級にならないんですよ。だから、最大、マックス39人1クラスというところもあるわけです。その先生方の思いを感じますと、また、保護者や子供たちを感じますと、文字どおりの35人学級にしないと、県民にとってみれば少人数学級の実現にならないと思うんですけれども、そのこのこれからの対応はどう考えていくんでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 委員御指摘のとおり、小規模のクラスの場合、36人から40人、あるいは小学校1年生では31人から35人の場合については、それを割ってしまいますと、16人のクラスであったり、18人のクラスということで非常に小規模なクラスになってしまいます。現状、教育委員会としましては、20人程度以上がクラスの適正規模、これは子供が多く友達と触れ合うことができたり、また、体育の授業では野球やサッカーを2チームつくってやったり、音楽では合奏や二重唱、三重唱、そういった活動ができるということで、おおむね20人以上になるようにということでやっております。

今後につきましては、来年度、小学校6年、中学校3年ということで少人数学級が完成していきますので、またその後、そういった効果を検証しながら、少人数教育のあり方について検討していきたいと考えております。以上でございます。

小越委員 そうしますと、例えば1年生の場合は35人ですから、最大35人1クラスのところもあれば、20人で1クラスということもあります。保護者にとってみても、子供にとってみると、かなりの差が出てきます。それから、中学校、5年生の35人学級のところも、もしかすると20人台、25人とか26人ということもあれば、39人ということもあります。そこでは受けてくる教育の質がやっぱりかなり変わってくると思うんです。文字どおり、やっぱり35人学級、30人学級を実現するようにお願いしたいと思います。

その中で、私、言われたことがあるんですけれども、期間採用は教育委員会のほうで手配すると思うんですけれども、非常勤の先生とかは学校の先生が探してこないといけない。そういう中で、免許の問題が大変だったことをお伺いしました。免許制度は更新がありまして、今、学校に勤めてらっしゃる正規の先生方は免許の失効はなかったと思うんですけれども、いろいろなことで非常勤の先生を見つけてくるときに、免許の更新ができなくて、先生の手配ができなかったということはないんでしょうか。

渡井義務教育課長 非常勤につきましては、県のほうで臨時的任用職員人材バンクをつくっております。それをもとに主に学校長が人材を選定してやっております。免許に関しましては免許更新制がございますので、当然、非常勤の方にも免許がきちんとならないといけないという状況です。これにつきましては、人材バンクに登録するときに周知したり、あるいは学校長が現在、非常勤で勤めている方に周知するような中で、免許の更新をきちんとしていただくようにしております。

小越委員 免許の問題でいきますと、教育委員会から人材バンクがあるといいましても、学校の先生が個別に電話をして、近い先生で理科の先生、家庭科の先生がいなかと探しまくるんですよ。中には、50件も100件も電話してようやく



見つけたということもあります。それから、郡部に行きますと、小さい中学校ですと、音楽とか美術とかの先生が免許を持っていない方しかないというときにはどうするかということも含めて、免許を持っていない先生がどのぐらい今、そういうふうには指導して、例えば理科をやったりとか、そういうのはわかりますか。

渡井義務教育課長 免許を持っている方が授業をするというのは原則ですので、免許を持ってなくて授業をするということは原則としてありませんが、学校によっては、今言った、教科によってどうしてもいないという場合には、免許外申請という制度がございます。それについて、免許を持っていない方が免許外申請をすることで、これは規程によってかなり厳しく規定されているんですけども、特別に教えている場合はございます。

小越委員 その免許外の特別に教えてらっしゃる先生は、どのぐらい、どの教科が多いんでしょうか。

渡井義務教育課長 免許外申請でやはり多いのは、先ほど委員御指摘のとおり、いわゆる技術系の教科 技術科、家庭科等が多いです。

小越委員 技術、家庭科、かなりそれを校長先生なり教頭先生なりが探して、電話をかけて当たっている。それから、先ほど言った人材バンクがありますけれども、それはやっぱり教育委員会が中に入っていたかかないと、3月のとき、ここは0.5ふえる、それから、人数がふえてきめ細やかになることになった、そのとき先生を見つけてこなければならぬときに、非常に大変だったんです。それは教育委員会が中に入って、しっかりこの人を御紹介するというこのそういう仕組みづくりをしていただけないでしょうか。

渡井義務教育課長 人選に関しましては必ずしも学校で全部お任せということではございませんで、先ほどの人材バンク等のものを学校長にお渡しするとか、あるいはこちら側でも探す努力をするということで行っております。

(教員の多忙さについて)

小越委員 現場の先生方は、先生も御存じだと思いますけれども、大変な思いでしております。特に技術、音楽、家庭科はなかなか免許を持っていらっしゃる先生も少ないですし、免許の更新をしてなかったりするともう失効してしまいますので、そこは大変だったり、そもそも学校の先生の数をふやさない限りこの問題は解決していかないと思いますので、少人数学級の実施とともに、先生方の数をふやしていただきたいと思います。

先生方の数をふやすという問題でもう1点、先生方の多忙さについてお伺いしたいと思います。例えばですけども、先ほど部活のこともお話になりました。部活指導、進路指導、生徒指導、先生方は大変な思いをされております。特に中学、高校ですと、何時までも電気がついている学校がたくさんあります。そこでお伺いするんですけども、例えば部活は、必ず顧問の先生がいなくて部活はできないと思っていますので、そういう場合は、土曜日、日曜日、休日のときに先生が部活などの指導をしたときには、時間給とか手当とかはどのぐらい出ているんでしょうか。

赤池高校教育課長 高校の場合のお話ですけども、まず時間給は、部活動は全て公務であり

ますので、原則、勤務日を振りかえるという指導をしております。勤務日の振りかえですが、これも人事委員会の許可を得まして、勤務した日の前4週間、それから、勤務した以降の16週間の間で適当なところでとりなさいという指導をしております。

それから、報酬ですけれども、特殊業務手当がございまして、それに基づいて、支給しております。いわゆる特勤手当といいますけれども、特勤手当をとるか、それから、勤務日を振りかえるかは、本人の選択ということになっております。

小越委員 例えば高校では、多くの学校で、土曜日授業というんですか、補習という名前ですか、午前中、土曜授業とか土曜講座とかあるんですけれども、勉強を教えてもらっているわけですがけれども、その土曜日の先生方のそれは勤務ということですか。それとも、特殊手当？ それとも、ボランティアですか。お金は出ているんですか。

赤池高校教育課長 普通科系の学科を持つほとんどの学校は、今、委員が御指摘のように、土曜の補習等を行っておりますが、兼業兼職等の規定も公務員はございますので、報酬はありません。先ほど言いましたように、部活動と同様に、勤務日の振りかえということで対応しております。

小越委員 ということは、土曜日の先生方、部活動は特勤が出ていて、代休をとるということなんですけれども、部活動、それから、土曜日の補習も含めて、勤務ということであれば、公務員の皆さんは大体、週休2日ですよ。部活も出て、土曜日も日曜日も出ていると。そのときに、どこで代休がとれるんですか。代休の消化率というか取得率はどのぐらいになっていきますか。

赤池高校教育課長 消化率といったことで数字はございませんのでお答えできませんけれども、先ほどの、代休をとりなさいという指導をしておりますが、消化率は、おおむねよくないということだけを把握しております。

小越委員 よくないというか、調べようとしていないのか、調べないのかわからないんですけれども、もし土曜日の講習のときに先生方が通勤したときに、事故があったとき、それから、その場でいろいろな事故があったとき、労災とか、教育課程であれば、子供たちに対するいろいろな事故があったときは、勤務ということですよ。勤務ということであれば、それは代休をとらなければならない。それから、特勤よりも代休をとらないと、労働時間上まはずいと思うんですけれども、代休をとるようにどういうふうに指導しているんですか。先生方の枠の中で、それはとれるんですか。

赤池高校教育課長 先ほどお話ししましたように、前4週、後16週の間にとれるということで職員を指導しておりますが、先生方は非常に熱心に指導している場合が多く、我々のほうではとっていただきたいと指導しているんですけれども、結果的になかなかとれないというふうなことが出ております。

事故等の対応ですが、事故等があった場合は、全てこれは公務ですから保障されます。

小越委員 公務であるということを確認しましたので、であれば、ちゃんと代休をとるように指導していただきたいんです。例えば80時間を超える時間外勤務、

衛生管理者が申し出があった場合、面接をということがあると思うんですけれども、その面接をした方が何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか、80時間を超える場合の申し出があった場合に、80時間って過労死ラインのところだと思うんですけれども、それ以上超えているような方々へのそういう面接とか指導とか、安全衛生委員会も含めてどのような指導をされているんですか。

赤池高校教育課長 先ほどの80時間の安全衛生委員会の御質問ですけれども、私がかここ1年数カ月、課長をしている間にはありませんでした。

(教育委員会の傍聴について)

小越委員

1件もないというのは、実態とかなりかけ離れています。代休がほとんどとれないというふうに、課長、今おっしゃいましたよね。ということは、先生方は、ほとんど代休をとれずに、土曜日も部活も行き、補習も行き、あるいは大会にも遠征に行き、そのような過酷な労働の中で子供たちにしっかり向き合えるのか私は非常に心配です。先生方の数をふやすとともに、勤務実態に合っているような、代休をとれるような仕組みにしてもらいたいと思います。考えていただかないと、結局それはしわ寄せが子供たちに行きますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に1点お伺いします。教育委員長さんがいらっしゃるの、ぜひお伺いしたいんですけれども、私、この間、教育委員会の傍聴に何回か行かせていただきました。教育委員会の傍聴は、平均で大体何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 今、手元に数字はないんですけれども、少なくとも1人以上は来ています。昨年度は、申しわけありません、平均というか感覚的ですが、常時大体5人程度はいたかと思えます。

小越委員

私、行ったときには私しかなくて、あと、記者の人しかいなかったんですけれども。教育委員会は、議会と並ぶというか、教育の問題を教育委員さんとかがそこでいろいろ議案を審議して、議案もこうやって出てきます。なんですけれども、教育委員会のホームページを見ますと、「きょう教育委員会があります」「あしたあります」「1週間前」「1カ月後」と、ほんとうに書いてありません。トップページにありません。「教育委員会定例会議」のところをクリックしないと出てこないんです。そして、それを見る人が何人いるんでしょうか。県議会は、ぜひとも県議会、傍聴に来てくださいというふうに県議会側からお知らせします。教育委員会とすれば、教育委員会がこの日に開かれます、こういう議題になります、ぜひ傍聴においでくださいというふうに、教育委員会側からアクセスしたり、アプローチしたりすることはないんでしょうか、教育委員長さん。

秋山次長・総務課長事務取扱 教育委員会でも、県のホームページで次回教育委員会のお知らせということでもって、基本的には第1・第3水曜日というふうに決まっているんですけれども、なかなかそういうわけにいかなくて、変則になってしまいますので、次回決まりましたら、なるべく早い時期にホームページのほうにアップして、お知らせするようにしております。以上でございます。

小越委員

教育委員会のトップページに載っていないですよ。教育委員会は、教育があります、お越しくくださいというふうに新着情報のところにはないです。その

下の下の下の「教育委員会定例会議」のやつをクリックしないと出てこないんです。普通の人、教育委員会のページを開いたら、「来週ありますよ」というふうになれば、どんな議題があるのかなと感じますよね。同時に、ホームページだけでなく、マスコミを使ったり、いじめの問題や教育振興プランのことがあります。もっと教育委員会を見てもらいたい、教育委員会に参加してもらいたいという立場であれば、広報を使ったり、「ふれあい」を使ったり、教育委員会はもう大体決まって、定時第1、第3といえば、もう7月、8月までこの日にやるって決まっているんですから、教育委員会にぜひ傍聴に来てくださいというふうに教育委員会側から県民に投げかけるのが開かれた教育委員会だと思っただけでも、委員長さん、どうお考えでしょうか。委員長さん、お聞きしたいんですけれども。

秋山次長・総務課長事務取扱 基本的にはやはりホームページからメニューで行くようにはなっておるんですけれども、また今後、例えば臨時委員会とかいうことになると直前のアップとかになってしまいますので、その辺、ホームページへのアップ法については工夫をさせていただきたいと思います。

それから、やはり傍聴ですので、来ていただいても、何か意見をいただくとかいう場ではございませんので、そういう場については一日教育委員会とか設けていまして、そちらのほうはぜひおいでくださいというような積極的な広報とかはしております。以上です。

小越委員

今、傍聴の方が来てもらっても意見は言えないから来なくていいという、それは違うと思います。やっぱり傍聴に来ていただければ、いろいろなことが私たちもその場でわかりますし、教育委員さんがどんなことを発言しているのか、どんな問題なのかわかるわけですから、教育委員会はこういうことを今考えているんだ、こういう議題があるんだということを県民にやっぱり知らせていく、ぜひとも傍聴に来てください、それを見たのをまた返してくださいというふうに、そうするのが筋だと思います。委員長、お考えどうでしょうか。最後、ぜひ委員長のお考えを聞きたい。

秋山次長・総務課長事務取扱 済みません、決してそういう意味ではないんですけれども、こちらとしてもできる限り、教育委員会の日時などについてお知らせして、多くの県民の皆さんに傍聴に来ていただけるようにまた努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

(はぐくみプランについて)

望月(利)委員 はぐくみプランについてお伺いします。今年度から小学校5年生と中学2年生への拡大ということ、これはほんとうに大変大きな成果であると考えております。一人一人の子供たちに今まで以上に行き届いた教育が行われるものと確信している中でありますが、しかし、国の小学校の2年生については加配措置のままということで、国は、小学校3年生に拡大されず、少人数学級が停滞している状況の中、実は私、教職員の加配数の状況を調べてまいりました。山梨の場合、2012年まで3,800人のところが、2013年8,000人ということで、約5分の1。国のほうの加配が減っている現状の中で、これをどう補っていくのかお聞かせいただけますでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 国の手当てによる教員の加配についてだと思っただけでも、現在でも国から、きめ細かな指導とか、少人数教育を実施するための加配措置

等がございます。そういうものにつきましては、極力、国のほうへ要望いたしまして、本県は少人数学級を拡大しておりますので、そういう中での活用もございますので、多くを内示いただけるような努力はしております。

望月（利）委員 国へ要望していくということなのですが、子供たちとじっくりと向き合う時間が確保されていたり、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を一層推進するためにも、昨年度と同じように再び定数改善措置の復活が必要と考えております。はぐくみプラン、まずこれが確実に計画どおり拡大していけるのかどうかということを一言お聞かせいただけますか。

秋山次長・総務課長事務取扱 はぐくみプランにつきましては、来年度、新たに小学校6年生、それから、中学校3年生です。それに必要な教員というのは約60人程度と想定をしております。それにつきましては、今、計画的な採用に努めて確保してまいりますので、はぐくみプランの実施はできると考えております。以上です。

望月（利）委員 小学校新2年生の県の段階での制度の改善や、昨年同様の加配措置が必要と考えております。加配の種類、これ、17種類あると私、承知していますが、きめ細かな指導加配という部分が2012年度に比べて52人減少しているという部分を私、聞いていますが、このところをどう補っていくのか、お聞かせいただけますでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 きめ細かな指導加配というのは、もともとチームティーチングをしたり、それから、習熟度別の少人数指導をしたりという、そういった少人数教育に充てるためということで、本県でも例えば学級規模の大きい、35人以上の学級がたくさんあるような学校とか、あるいは1学級当たりの平均児童生徒数が多い学校、そういう学級の多い大規模校とか、そういうところを対象に加配を行っております。委員御指摘の、少なくなったというのは、はぐくみプランが拡大していった、それだけ必要性が少なくなってきた結果というふうに感じています。

望月（利）委員 今、必要性が少なくなったという部分の御答弁をいただいたんですが、私はそうは思っておりません。とにかくはぐくみプランにつき込んだ部分、それ、きめ細かい加配から50人減っているんですが、それを削減されないように努力していくことが重要と考えます。続けて話をしますけれども、国の部分、それを補うためには、県の予算の増加は必ず必要になってきて、県費単独負担の教員の採用をさらに拡充していくべきだと私は考えておりますが、予算の部分と、県で補っていく県単の教員の増員という部分についてお聞かせいただけますでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 基本的には少人数学級は国の施策として標準学級を引き下げていくべきだということで、先ほどもありましたけれども、35人以下学級になるように教職員定数改善を国に要求をしているところでございます。あとは、そういった国の加配等も活用しながら、なるべく県財政の負担が大きくならないような中で、あと、児童生徒数も今から減少もございますので、その中で引き続き、教員の採用確保に努めていくという考えでございます。以上でございます。

望月（利）委員 はぐくみプランの確実な拡大、また、きめ細かな教育、山梨県独自の教育を

ぜひ進めていってほしいということを要望しまして、一言いただきながら、私の質問を終わります。一言いただけますでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 来年度、小学校6年生、中学校3年生に拡大して、全学年で実施するということになります。それらを確実にできますように、財源の確保と、それから、優秀な教員の採用による確保に全力を挙げてまいりたいと考えております。

主な質疑等 福祉保健部関係

第72号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑

小越委員 子ども・子育て支援事業支援計画をつくるための合議制の会議かと思うんですけども、この子ども・子育て支援事業支援計画のスケジュール、それをまず教えてください。

宮沢児童家庭課長 ただいま、国の子ども・子育て会議、これによりましてその詳細について議論が始まったところでございます。県及び市町村につきましては、この子ども・子育て会議の情報、内容等を今後、策定につなげていくということでございます。

新たな子ども・子育て支援制度につきましては、平成27年度、消費税が10%になるときにスタートする、こういった予定で進んでおります。このため、それに間に合わせるためには、支援計画につきましては遅くとも平成26年度の前半を目安に策定していきたいと考えております。

小越委員 26年の前半までには大体つくるとなりますと、この合議制の会議の皆さんが、当局が出されたもの、諮問があって、また答申があって、それを決定するのか、それとも、そもそもこの支援事業計画をつくっていくのか、その関係はどうですか。

宮沢児童家庭課長 県が策定する段階で議論をいただきたいと考えております。

小越委員 県が策定する段階で意見が言えるのであれば、委員の要件の中で20人以内と書いてありますけれども、とりわけ保育園に預けているお母さんとか保護者とか、それから、保育園の経営者、それから、市町村などを含めて、こちらから指名ではなく、公募という形でそういう方々を募るほうがいいかと思うんですけども、そのようなことはしないんですか。

宮沢児童家庭課長 各分野において精通した方を予定しております。そうはいいましても、子育て中のお母様とか、子育て施設に従事する方、こういった方もいらっしゃいます。特に子育て中の保護者につきましては、公募により選考していきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第76号 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例中改正の件

質疑

望月(利)委員 私も犬を飼っていた時期がありまして、そのときは家族の一員として非常に大事にさせていただきました。動物愛護なんですけれども、動物を虐待しないことや、その習性を考慮して適正に取り扱うこと、人においてその命が大切な

ように、動物の命についてもその尊厳を守ることがとても重要かと思えます。

この山梨県動物愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正を踏まえての改正ということですが、この法律の改正の背景には何があったのかお聞かせいただければと思います。

三科衛生薬務課長 今回の動物愛護法の背景には、動物取扱事業者のうちに、山梨県内でそういう事態が発生しているということではありませんが、全国的にはということですが、特に繁殖を行う業者において、販売が困難となったときに、犬・猫等の終生飼養がなされないということがあったり、広告の内容とは異なる動物が販売されるといったことが問題となっておりました。

これらのことから、これまでの動物取扱業者を第一種動物取扱業者とし、犬・猫等の販売については健康安全計画の策定を義務づけたり、犬・猫のインターネット販売の禁止などの規制強化が行われております。さらに、営業を目的としない動物愛護団体などのうち、劣悪な飼育を行っている団体に対しまして勧告とか命令を知事が行うという行政措置を可能とするため、新たに第二種動物取扱業を創設し、届け出の義務が課せられたところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(地域包括ケア体制整備事業費について)

塩澤副委員長 2ページの地域包括ケア体制整備事業費について伺います。(1)のマル新、介護・医療連携ツール実践モデル事業費というようになっているんですけども、このツールとはどういったようなものなんでしょうか。

山本長寿社会課長 ツールでございますが、和訳をいたしますと、道具というふうに訳されると思います。いろいろなシステムとか、あるいは取り組みをするときの手段、方法などとして使われます。また、パソコンなどではアイテムみたいなことで考えられております。この場合につきましては、介護と医療の連携を図る上で情報共有が非常に課題になっております。その情報共有を図るための手法、手段ということになります。その手段としては、医師から看護師あるいは介護現場のほうに情報をお伝えするシートまたは連絡票、それから、医療用語とか、看護師あるいは介護現場の用語というものがございます。これらのことを共有するような、Q & Aあるいは共通用語集、そういったものとか、あるいは関係機関との役割分担チェックリスト、こういったものを総称してツールと言わせていただいております。

塩澤副委員長 細かく説明ありがとうございます。実際には、今の説明の中でもちょっとあったと思うんですけども、これ、実践モデル事業ということなので、モデルとしてやっていくということだと思っておりますけれども、どんなふうなモデルで



やっていくんでしょ。

山本長寿社会課長 モデル事業につきましては、2つの市で実際に今申し上げましたようなツールを検討いただきまして、使っていただくということになるわけでございます。具体的に、国中地域、それから、郡内地域で1つずつの市を選びまして、地域性または医療機関の存在の状況というようなところを加味しながら市を選定させていただいております。

そこでは、実際、医療関係者あるいは介護関係者、そして、地域包括支援センターの職員など、また実際に介護を受けられる方々、そういった方々にモニターとなっていただきまして、また、その市の外の病院から、実際治療が終わりまして急性期の病院からリハビリの病院に移ってくるというような方がいらっしゃいますけれども、そのときに急性期の病院から地域の中の病院あるいは介護施設あるいは自宅に戻ってくる方がいらっしゃいますけれども、そういったときの情報のやりとりをしていただくこととなります。

実際には7月から3月までの間に事業を実施していただくわけですが、前半の1カ月で入念なツールの打ち合わせをしていただきます。そのツールにつきましては、お互いにどのような情報が必要なのかというようなところを十分な情報を出し合ってくださいまして、地域性を加味したツールをつくっていただきます。それを実際に医療現場と本人、あるいは介護現場と本人というふうなツールのキャッチボールをしていただきながら、そのツールが実際にどのような使いやすさがあるのか、あるいはどのような問題があるのかというふうなことを検証していただくような形になります。介護と医療の連携の協議会につきましては、そういった介護と医療の連携が進むための指針をお示しするものでありますが、その具体的な手法のところはツールの検証したノウハウを入れさせていただくというふうな取り組みでございます。

(重度心身障害者医療費助成自動還付方式移行対応事業費)

小越委員 福3ページの重度心身障害者医療費助成自動還付のことについてお伺いします。先ほどの御説明では、国保連合会の医療費集計システムの改修の費用だというようなお話がありましたけれども、国保連合会のほかに、医療機関、それから、市役所とか役場、その改修費用もここに入っているんでしょうか。

平賀障害福祉課長 今回お願いをいたしております予算につきましては、国民健康保険団体連合会の改修・構築費用、これのみでございます。

小越委員 ということは、医療機関や市町村のシステム改修が必要になってくるかと思うんですけれども、その費用は県と市町村が全額見て幾らぐらいかかるのかというのは試算されているんですか。

平賀障害福祉課長 現在、今後かかるであろう経費につきましては、システム等とあわせて検討中でございます。以上です。

小越委員 この自動還付方式の中で、国保連合会はもちろんですけれども、核となるのは国保連合会、それから、市町村、医療機関だと思います。そのところのシステムがしっかりしない限り、国保連合会だけ先行してやっても、後でまたやり直しが来るんじゃないですか。

平賀障害福祉課長 基本的には、国保連合会、国民健康保険団体連合会のシステムに機能をで

きるだけ高めるといふうなことを考えております。これによりまして、市町村、それから、医療機関、できるだけこれらの機能の改修を少なくしていくといふうなことで、まず中核となります国保連のコンピューターの改修を先行させていくといふうな考えでございます。以上です。

小越委員 今回のシステム改修の中で、自動還付方式ですけれども、もう1つ、県が進めているというか、やろうとしている貸付制度のシステムの改修もここに入っているのでしょうか。

平賀障害福祉課長 貸付制度の改修、このことについては入っておりません。

小越委員 貸し付けのことはまた所管で聞きます。今回このシステム改修費だけですけれども、自動還付方式と貸付制度が一緒になるから大丈夫だといふうに御説明をしているわけです。事前にお金を貸し付けるから、重度の方々もお金の心配なくと言っているんですけれども、その貸付制度の中身をこのシステム改修費に入れずに、どうしてこれで賄えるんですか。貸し付けの中身がわからなくて、システム改修ができるのでしょうか。

平賀障害福祉課長 貸し付けの制度といえますかシステムと、それから、今回構築しようとしていますこのシステム、これは別のものと考えてございます。これは同じシステムの中で動かすというものではございませんので、影響はないと考えております。

小越委員 影響がないというか、貸付制度と自動還付と医療機関の未収金ということがリンクしてきますので、これを別々に動かしますと、このレセプトは貸し付けなのか、自動還付なのか、いや、未収金なのか、わからなくなってくるんじゃないですか。それは誰が責任を持ってこれを追いかけてやるんですか。市町村に貸し付け申請に行く。そして、医療機関で未収金が出た。この流れをどうやって貸し付けと自動還付と、誰が責任を持ってこのシステムを動かしていくんですか。

平賀障害福祉課長 現在、今回予算でお願いしておりますのは、基本的には自動還付方式として必要な医療情報を国保連合会のシステムに集めると、これが基本となっております。その他のことにつきましては、今後検討していく中でどんなふうなシステムにしていくかを考えていきたいと、このように考えております。以上です。

小越委員 ということは、お話を聞くと、これからどういうふうな制度をつくっていくのがまだ途中なんですよ。今、医療機関や各市町村、それから、団体にも、説明というか、ほんとうに説明だけで意見を聞かずに帰ってくるだけの話ですけれども、その中で、この貸し付けがどうなるかわからないのにシステムだけをつくっていても、結局、もう1つ貸し付けのシステムをつくらなければならないんですよ。それをリンクしなければならない。そうすると、またもっとお金がかかるわけです。全体の制度設計もできていないのに、先行してすぐつくってしまうというやり方は、私、おかしいと思います。

後の所管事項で詳しいことは聞きますが、このシステム改修費だけを見ましても、制度が、貸し付けのところはまだこれから構築していくという中で、そして、医療機関、市町村からも意見が非常にたくさん出ていと聞いておりま

す。そして、何よりも、重度障害者の皆さんは誰も納得していないと思います。その方々は一番困っている。手続が煩雑になる。そのために1億円、そして、これからもお金を出していくことは、私はまかりならないと思います。これを先行して、制度設計も決まらないのに、理解が得られていないのに、このシステムを強行してつくることに私は反対いたします。ここまでにしておきます。後は所管で。

討論

小越委員

先ほども述べましたが、制度設計がまだ固まっていないにもかかわらず、先行して、とりわけ重度障害者の皆さんの納得がいかないままに先行してこの制度を進めていくことに私は反対です。この補正予算には反対です。以上です。

採決

採決の結果原案に可決すべきものと決定した。

請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を  
求めることについて

意見

(「継続審査」との声あり)

小越委員

ぜひ採択をお願いしたいと思います。先ほどもお話ししましたが、重度心身障害者の皆さんは、窓口無料によって病院に、お金の負担、それから、経済的な負担、精神的負担も随分楽になりました。それをまた現行のままではなく、またもとに戻す。自動還付方式にしますと、医療にかかることがままなくなる可能性が出てきます。この請願を私は採択をお願いしたいと思います。

討論

小越委員

では、窓口無料継続を求めることについて採択をするように、私は賛成の立場からお願いしたいと思います。

採決

採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(国民健康保険について)

塩澤副委員長

それでは、2点お願いしたいと思います。最初に、国民健康保険について伺いたいと思います。今、国のほうで社会保障と税一体改革というようなことの中で、社会保障制度改革推進法、この中に社会保障制度改革国民会議を設置したというようなことで、この中で、年金とか医療・介護、生活保護とか、少子化とかの話がなされているみたいなことであります。ついせんだって、国民健康保険が市町村から都道府県へ運営を移管する方向で一致したと、そんなような報道というか、なさっておられます。そのことで、決定されているわけではありませんけれども、重大なことでありますので、お伺いしたいと思います。まず、国民健康保険の今の状況をお聞きしたいんですけども、市町村の国

民健康保険は、運営状況というのはほんとうに相当厳しい状況かなというふうに聞いております。2年ぐらい前でしたか、県議会の中で一般質問としてそういった質問が出たというようなことも聞いておりますけれども、県内の市町村の国保の状況というのはどんな状況なのかまずお伺いしたいと思います。

小澤国保援護課長 ただいまの質問でございますけれども、実はデータが古くて申しわけないんですけれども、平成23年度の決算の数値が確定しておりますので、それに基づいてお答えいたします。県内全体27市町村の国保の給付対象者数でございますが、25万7,800人余りいらっしゃいまして、県民の大体3分の1、30%が国保の加入者というようなことになっております。その加入者の3割が65歳から74歳の高齢者の方、100万円未満の低収入の方が大体44%ぐらいいらっしゃるといことです。それを踏まえまして、23年度の決算状況でございますけれども、歳入から歳出を引いた形式収支が赤字の団体が1団体ございます。それから、そのほか、一般会計の繰り入れ、それから、基金の取り崩し、そういうものを調整した実質単年度収支でございますけれども、県全体では14億円余りの赤字、27市町村中20市町村が赤字となっております。以上です。

塩澤副委員長 27市町村中20団体が赤字というようなことでもって、相当厳しいのかなということもよくわかったことであります。こういう厳しい状況ということでもありますけれども、市町村の国保に対して山梨県ではいろいろ対策をとっているかとは思いますが、どのような対策をとっておられるでしょうか。

小澤国保援護課長 県といたしましては、財政的な支援、事務的な支援があるわけですが、財政的な支援としましては、市町村の所得の低い方につきましては減免措置が設けられておりまして、減免措置をした場合、一般会計からの繰り入れを市町村がするわけですが、その4分の3を県が負担するとか、あるいは、低所得の方の割合が多いと、一般の保険料負担者の方の負担が重くなるということで、その御負担を抑制するために支援する負担金を支出するとか、そういうものを含めまして75億円以上のお金を財政負担しています。

また、事務的な支援といたしましては、収納率の向上のための研修会の開催とか、共同事業をどういうふうに進めていくかというような検討会とかを行っております。以上です。

塩澤副委員長 さまざまな支援をしておられるということではありますが、それでも相当厳しいのかなとも考えます。

次に、国保の、市町村から都道府県へというような話なんですけれども、今の話もありますように、市町村の多くは、所得が低い人あるいは高齢者、そういった構造的な問題も抱えております。財政状況も不安定なために、市町村間の格差解消、財政の安定化を図るために、従来からの国保の広域化を進め、都道府県を保険者とする、そういった考えがあったかなと聞いております。

この国民会議においても、そんなような話、議論がされているというふうに聞いておりますけれども、報道によりますと、この方向性が大筋で一致されたというようなことで、冒頭にも申し上げましたけれども、これ、法律のもとに置かれているものですので、相当効力があるのかなとも感じるんですけれども、そういった議論の現状は県のほうでどんなふうに把握しておられるのでしょうか。

小澤国保援護課長 今、委員がおっしゃったとおり、6月11日の新聞にそういう報道が出たわけですが、今、国民会議、それから、経済財政諮問会議などでもこの問題が取り上げられておまして、国保の保険者を都道府県に移管という方向が大分報道されているわけです。中には、もっと慎重に検討すべきだというコメントをする委員さんもございますので、私どもとしましては、8月末に出る報告がどのようなまとめ方をされて出るかということに非常に注目しているところです。以上です。

塩澤副委員長 積極的にやろうかなというような話もあろうかと思えます。あるいは、今言われたように、そうでない意見も当然あろうかと思えますけれども、それはどういったようなことでもってそういった意見になっているか、どういうふうに把握していますでしょうか。

小澤国保援護課長 推進というか、都道府県を保険者にすべきだとおっしゃる委員さんの意見ですけれども、地域医療の提供体制の責任者と国保の保険者が同一であることが望ましい、そのほうが医療費を抑制できるのではないかという御意見。それから、現状の小規模保険者のままですとリスクの分散が困難であるので、そのままだと財政が不安定になるから大規模にすべきだという御意見が中心だと思えます。

一方で、慎重にすべきだとおっしゃる委員さんなんですけれども、都道府県に一本化されても、先ほど委員がおっしゃいましたような国保の構造的な問題は解消されませんので、大規模国保にすべきというのは、実際に横浜市なんかでも赤字の構造は全く同じなわけですし、実質単年度収支が赤字だというのは横浜でもそのとおりだと思いますので、そういうところから見て、メリットがあるのか、もう少し検討したほうがいいんじゃないかということをおっしゃっているということでございます。以上です。

塩澤副委員長 さまざまな意見があるのは当然だと思いますけれども、重要なことは、国民健康保険が安定的に運営されていく、そこが一番かなと思うんですけれども、もし仮に県に移譲になった場合というのは、メリットもあると思うし、デメリットもある、そういうふうに思いますが、その辺はどうですか。

小澤国保援護課長 今の段階で、委員がおっしゃったように、全く仮定の話でございます。制度設計も明確になっていませんし、そういう方向が固まったわけでもございませんので、あくまでも仮定の話としてお聞きいただきたいんですけれども、まず県が保険者になった場合、県内の保険料、今、市町村間でかなり格差があって、市町村間、かなり違いますけれども、その平準化と、それから、あとは、一本化によって、事務の効率化に伴う経費の削減というのは考えられるというふうに想定しております。

一方で、デメリットというか懸念材料ということなんですけれども、今、市町村ごとに保険料の賦課徴収をしているわけですが、収納率の低下をきたすのではないかと、あるいは、健康事業など、住民に密着した事業を市町村がやっておりますので、そういう意味で実行性が乏しくなるのではないかと意見があります。

ただ、いずれにしましても、県が保険者になりましても、現状の構造問題、先ほども言いましたけれども、委員がおっしゃいましたけれども、高齢者が多いとか、低所得者が多いとか、無職あるいは非正規雇用の方が多いとかいう構造は変わりませんので、そこら辺の改善というのはまた別の話かなと思えます。

以上です。

塩澤副委員長      ありがとうございます。いろいろな問題があろうかと思えますけれども、国民会議の議論の中、一律に同じ保険料にしない、市町村ごととするというようなことも言われています。また、徴収も市町村が責任を持つ体制にするというようなことも出されているようであれば、保険料に関する問題はあんまりないのかな、今までとそんなに変わらないのかなとも感じるんですけども、その辺はどうでしょう。

小澤国保援護課長   保険料の問題ですけれども、賦課と徴収がございまして、徴収につきましては、確かにおっしゃるとおり、もし仮に県が保険者になった場合も、市町村が今までと同じでやっていただかなければならないだろうと思えます。賦課のほうなんですけれども、例えば保険料なんですけども、もともと国保制度というのは、相互扶助、共済の精神にのっとって、市町村住民を対象として、疾病等が生じた場合に保険給付を行うという社会保険制度ということで、地域内の住民の方の保険料負担は公平にあるべきだということが根底にありまして、それに基づいて、今、市町村で賦課徴収しているわけです。これが県が保険者ということになりますと、全県一本になりますので、基本的には県民の方に公平に設定して納めていただくということになるろうかと思えます。

ただ、市町村合併の折もそうでしたし、後期高齢者医療制度が始まるときもそうなんですけれども、仮に保険料を一本化したときに、格差が大きくて、保険料を値上げというか、とにかく高過ぎてすぐには平準化できないというふうな市町村があった場合には、経過措置として何年間か期間を設けて、その間に調整していくというふうなことが考えられると思うんですが、今の例えば山梨県の場合、27市町村全く別々の設定で保険料を賦課徴収していますので、それをそのまま県が引き継いで保険料設定をするということはちょっとどうかかと、そぐわないのではないかとおは思っています。ただ、これも結局、国のほうで仮に県を保険者にするというふうにして、制度設計をして、法律改正をして、明確になればわかるわけですけれども、今のところはそんなふうな感じですよ。

塩澤副委員長      保険料の格差というような話も今ありましたけれども、もし仮になった場合は、激変緩和措置とかいう部分も今までも県内の中でも違う保険なんかでもそういう措置もされたので、その辺はまた研究していくことが必要だと思います。保険料の格差というふうな話もありましたけれども、県内で市町村ごとに保険料が違うということは私も承知はしておりますけれども、格差といってもどの程度の格差があるのか。

小澤国保援護課長   今、県内では、委員がおっしゃったように、市町村ごとそれぞれの設定をしておりますので、一番高いところと一番低いところでは1.8倍、1人当たり平均の保険料が違います。

塩澤副委員長      1.8倍というと相当の開きがあるのかなと、同じ県民の中でそんなに差があっていいのかなというふうに単純には思ってしまうんですけども、それが現実というふうなことだと思います。何でそんなに差が出るのか。賦課の方法とかもいろいろ違うとは思いますが、市町村によっては、ここにかけたり、ここにかけたりと、いろいろあると思えますけれども、その辺はどうでしょう。

小澤国保援護課長 先ほども申しましたように、今の保険料というのは、相互扶助の精神にのって、市町村住民を対象にして、疾病が生じた場合に保険料給付を行うということで、その保険料負担を公平にしてもらおうということなので、市町村の中で負担が公平になっている、住民の方が御理解いただいて、お引き受けいただいて、受け入れが今あると思うんですけれども、市町村の中で公平が保たれていれば、今はよろしいということなんだと思います。

それで、御質問の賦課の方法なんですけど、通常、社会保険、勤労者保険などですと、経済的な負担モデルに従って、要は、収入に応じて、例えば協会けんぽさんであれば、標準報酬月額これこれの場合は幾ら保険料負担してくださいねというような設定がなされるわけですけれども、国民健康保険の場合は、納めていただく保険料の50%を経済的負担能力に応じて所得割または資産割として納めていただく。残りの50%を、被保険者1人当たり幾らという被保険者均等割、または1世帯当たり幾らという世帯別平等割としてお願いしているという状況でございます。本県では、27市町村のうち23市町村が、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式をとっておりまして、4市が資産割を除く所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式をとっているということであって、また、それぞれの負担の割合がみんなばらばらな状況になっております。

塩澤副委員長 負担がばらばらというのは、その地域事情もいろいろあるのかなと思います。資産割なんかは話を聞くと、固定資産税なんかも払っているわけですから、二重どりだななんていうような話もよく聞くわけですけれども、その辺は今後の課題ということだと思います。こういったものですが、市町村から県へ移行というような話の中で、これ以外で何かいい方策があれば一番いいかなと思うんですけれども、その辺は何かありますでしょうか。

小澤国保援護課長 例えば丹波山村、小菅村のような数百人規模の被保険者、数千人規模の小規模な保険者が今後も続くことになると、医療費が毎年毎年ふえていく状況がありますので、なかなかそのまま維持するということは難しいかなというふうな感じはいたします。まず県が保険者になるというのは1つの方法ではあるとは思いますが、ほかに、例えば広域連合とか、今のままでもうまく制度設計をすれば、27保険者のままだでもやっていけるのではないかなというふうなことは言われておりますので、そういうふうな方法があるかなと思います。広域連合をとる方法、あるいは今のままで制度設計をうまくすれば継続できる、そういうことはできるんじゃないのかなと思っています。

塩澤副委員長 その話は諮問会議というか国民会議の中でも議論されているのでしょうか。

小澤国保援護課長 実は今のままでもという議論なんですけれども、今現在、1人一月30万円を超える医療費につきましては、市町村が共同事業ということで負担を調整し合っている事業がございます。昨年の4月に国民健康保険法の改正がございまして、27年度からその30万円という枠を取っ払いまして、全ての医療費について市町村が共同事業を行うというふうなことになっております。27年度からは、本県でありますと27市町村が、言ってみれば1つの財布からお金を出しますという、簡単に言いますとそういうイメージになりますけれども、ということになるかなと思います。

そういう議論が実は国民会議で委員さんのほうからもちょっと出たんですけれども、議論が深まりませんで、実はこの議論というのは、意見には書かれ

ましたけれども、そのままになっております。

塩澤副委員長　そこら辺で意見がないということはあんまり可能性がないということだと思います。県は、仮になるかならないかということとはちょっとわかりませんが、先ほども言ったように、自民、公明、民主ですか、3党合意の中で進めているという話もありますので、実行性の高いような話かなと思います。県はこの話に関してどんなふうに関後対応していくのか、最後にお伺いしたいと思います。

山下福祉保健部長　国保の保険者を誰にするのかと、こういう議論が今行われておりまして、委員御指摘のとおり、新聞報道等によりますと、都道府県が主体になるべきだということで議論が進められているように伺っております。ただ、私どもが思っておりますのは、それ以前に国保会計を今後も持続可能な制度として維持していくためにはどうしたらいいのか、保険料をどうすべきなのか、公的負担についてどうしていくべきなのか、そういう議論が本来先になされるべきでして、そういう仕組みづくりをした上で、誰が保険者として適当かという議論がなされるべきだというのが私どもの考えでございます。その旨を知事会等を通じて国のほうに今、申し入れているところですが、先に保険者は誰にするかというのだけを決めて、仕組みのほう、今の制度上の問題点を放置したまま主体だけ変えても何の解決にもなりませんというのが私どもの態度でございますので、その点、さらに引き続き、国のほうに強く要望していきたいと考えております。以上でございます。

(第2次山梨県がん対策推進計画について)

高木委員　第2次山梨県がん対策推進計画について、何点かお伺いしたいと思います。山梨県議会では、県を挙げてがん対策を推進するために、昨年度、山梨県がん対策推進条例を制定いたしました。この条例に規定するがん対策推進計画の中で、昨年度策定したこの計画の内容、そしてまた、特徴、目指す方向性をお伺いいたします。

堀岡健康増進課長　平成20年3月にがん対策を総合的かつ計画的に推進するために、まず第1次計画が策定されました。それから5年が経過し、新たな課題も明らかになったため、見直しを行って、今後5年間のがん対策に関する基本的な方向性を明確にして、より一層充実させるために、今回、2次計画を策定したところでございます。

この計画は、重点施策として、がんの予防と早期発見、放射線や化学療法のさらなる充実と、それらを専門的に行う医療従事者の育成、がんと診断されたときからの緩和ケアの実施、がん登録の推進、そして、働く世代や小児のがん対策の充実を具体的に掲げております。

これらの施策を着実に推進することによって、がんによる死亡者の減少、特に75歳未満の年齢調整死亡率を20%減少させることや、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減の実現を図ろうとしております。これらに基づいて、例えば県立中央病院にも緩和ケアの病棟をお願いしたりとか、がん登録に参加する病院をさらにふやしたりといったところに基づいてやっているところです。

具体的に大きな施策としては、新たにゲノム解析センターの整備によるがん研究の推進や、就労を含めた社会的な問題の取り組みなどの施策の取り組みを進めていくことにしております。



高木委員 説明ありがとうございました。今、ゲノムの解析センターの話が出ました。センターについては、24年度、県立中央病院の研究機器を整備するなど、また、先ほど5年間という話がありましたけれども、25年度、本年度から毎年2,000万ずつ、計5年で1億という大きな投資をしてゲノムの研究費を投入していくということなんですけれども、これについて、その具体的な内容、そしてまた、研究の体制がどのようになっているのかお伺いいたします。

堀岡健康増進課長 ゲノムの解析センターでございますけれども、昨年度大きな予算を認めていただき、県立中央病院のほうにゲノム解析センターを整備しているところでございます。私も就任してすぐに県立中央病院を見に行っていました。設備としては相当な、かなり、都内でも有名な研究室にも負けることがないような遺伝子解析の設備が整っております。我々のほうから毎年2,000万という予算をソフトの予算として出させていただいて、それは機器とは違って、まさにそのお金で専門の研究員の方が実際に人件費として直接雇って、その人たちが研究する費用としてやっていくものでございます。

具体的な研究の内容としては、例えばがん患者の人が、抗がん剤によっては、こういう遺伝子の欠損がある人にすごくよく効いたり、逆にこういう遺伝子がある方には全く効かないという抗がん剤がございます。今までそういった遺伝子の解析ができませんでしたので、少し大ざっぱにしか今までがんの治療はできなかつたんですが、今回、このゲノム解析センターでがん患者の遺伝子を解析することで、オーダーメイドとして一人一人の遺伝子検査をした上で、よく効く抗がん剤とか効かない抗がん剤とかをきちんと判断して、オーダーメイド医療を行うというようなことができるようになりましたので、そういったことを推進するという研究を進めるというふうな方向性でございます。

高木委員 今のお話を聞きますと、一時期はがんというと死を宣告されたような時代もあったわけですが、そんなのでいくと、随分オーダーメイドの処方ができるということで大変ありがたい話であります。

そういった中で、医療の進歩もどんどん、医療機器、医療技術、そしてまた、薬がいろいろ進んでいる中で、通院しながら治療が可能となっている現在ですが、がんになっても、就労しながら、あるいは自分の夢を追いかけながら、そんなことができれば、家庭でも職場でも、そんなことの医療環境の整備ができればと思います。そのことがまた、安心して安全に暮らせるということにもつながるかと思えます。今後重要な課題とそのことがなると思いますが、今後どんなふうに取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思えます。

堀岡健康増進課長 特に今回の2次の計画にも明記させていただいているとおり、働きながらがんの治療が受けられるということは重要な課題だと思っております。といいながら、まだ就労は、なかなか直接的な施策というのは難しいところがございます。我々としては、今年度は厚労省の研究班が作成した就労支援に係る冊子などに基づいて、研修会などを含めて、企業の方々に啓発活動を行っていくというようなことが主体となっております。山梨県はやはり非常に地縁が強いというか、企業の方々も協力的なことが非常に多くて、がん検診受診率向上プロジェクトとか、がん予防サポートチームという形で、実は1,000以上の企業の方が参加していただいておりますので、そういったところの企業の方々に協力を仰ぎながら、啓発を進めてまいりたいと思っております。

(障害者の雇用について)

大柴委員

障害者の雇用についてお伺いするわけですが、国と県は大体同じぐらいの雇用率であるというようなことは承知はしているわけですが、障害者全体としましては大分低いのではないかなと思っております。昨年度、北杜市で金精軒というお菓子屋さんがあるわけですが、そこでトイレのバリアフリーをしたところ、障害者の就労施設で訓練している障害者や特別支援学校の障害児を受け入れ、職場実習を行った。そうしたところ、正式に雇用されるケースがあったということを知っております。こういった取り組みが重要であると考えますが、障害者の雇用をふやすためには本県ではどのような施策を打っているのかお聞きしたい。

平賀障害福祉課長 障害者の雇用についてでございますけれども、障害者は障害の特性に見合った職種にマッチングする必要があるということで、就労する前に希望する職種で実習をするというふうなことが重要であると考えております。委員が御紹介いただきました北杜市の製菓会社ですが、このような事業を進めてまいりました。バリアフリー工事を完了したような企業に対しましては、今後も職場実習への協力を続けてお願いしてまいりたいと考えております。

また、現在行っている施策としましては、県内4カ所の障害者就業生活支援センターがございまして、これを拠点にして、障害者就労施設、ハローワーク、あるいは特別支援学校などの関係者がネットワークをつくっていただきまして、支援のあり方の検討とか、あるいは就職の情報を共有していただき、県版ジョブコーチと言われる、現在85名おりますが、こういう方々が通勤時の同行とか、あるいは受け入れていただいている企業の相談に応じていただくというふうなことで、生活面、就業面で一体的な支援を行い、雇用をふやすように活動をしているところでございます。以上です。

大柴委員

そしてまた、障害の中で精神障害の一部に発達障害が含まれるわけですが、発達障害のある人は、対人関係が非常に苦手だったりとか、障害者特性により、就業に結びつくことや、就職しても継続することがなかなか難しいという状況にあって、また、ほかの障害と比べて、新しい障害者としての定義に位置づけられていることから、就労のための支援も少ないとちょっと感じているわけですが、本県では発達障害者の就労に関しましてどのように行っているかお伺いさせてください。

平賀障害福祉課長 発達障害者の就労支援でございますけれども、甲府市内にあります、こころの発達総合支援センター、これは法律上、発達障害者支援センターということにもなっております。この発達障害者支援センターにおきまして、本人や家族を対象とした就労相談、それから、支援者等を対象にした研修会や会議の開催、あるいは思春期の子供たちを対象とした就労の準備のための研修会などを実施しておりまして、このうち、昨年の就労相談は96人の方の相談を受け付けたところであります。

また、教育とか、保健福祉、就労などの幅広い関係者を対象とした研修会と、就労関係者を対象とした情報交換とか、あるいは事例検討のための会議を行っておりまして、支援関係者の理解の促進や人材の育成を行っております。

発達障害のある子供たちは、将来のイメージというようなものを持ちづらことから、就労の失敗体験を繰り返すのを防ぐために、就労準備支援として、発達障害のある中学生とか高校生を対象に昨年からは、働くことについての講義とか就労体験を組み合わせた研修会なども始めておるところであります。以上です。

大柴委員 改正の障害者雇用促進法がきのう衆議院本会議で全会一致で可決されたわけでございますけれども、精神障害者の雇用も義務づけされるということでもあります。新聞報道なんかによりますと、精神障害者は、能力はあるのに、気分が不安定だったりとか、また、現場環境になれるのが苦手だったりという困難が伴って仕事が長続きがなかなかしないということで、半分ぐらいが退職をしてしまうというような話が載っております。精神障害者の在職率が身体・知的障害者の約半分程度と言われておりますので、その辺の状況があって、精神障害者の方、就労意欲が今高まっている中なんですけれども、本県における精神障害者の就労支援というのはどのようなものがあるのかお聞かせください。

平賀障害福祉課長 障害のある方への就労を支援するための施策ということでもありますけれども、これにつきましては、一定期間企業等に通ってもらって、仕事に対する持久力とか集中力、環境適応能力等を養う社会適応訓練などを実施しております。訓練期間中には、保健所や医療関係の皆様方が事業所を訪問いたしまして、事業者の方に対して障害特性の理解を促すとともに、職場において生じる問題等の解決に向けた指導を行うなど支援をしているところでございます。以上です。

大柴委員 最後に1点だけ。参考にお聞きさせていただきたいんですけれども、精神障害者、障害者の方たちが、この方たちが望んでいる企業、また、受け入れやすい、企業のほうが望んでいるといいますか、そういう企業といいますか、わかりましたらちょっと教えていただけるとありがたい。職種とね。

平賀障害福祉課長 今年の6月1日現在、先ほど申し上げました就労支援の事業に19名、10事業所に協力をいただいております。そこで研修といいますか、就労の訓練をされている方が10事業所で19名いらっしゃるというふうなことは承知しておりますが、申しわけありませんが、その10事業所がどのような職種なのかということにつきましては手元に資料がございませんので、後ほど資料提供なりをさせていただきたいと思っております。以上です。

( 休 憩 )

( 峡南地域における医療連携について )

望月(利)委員 地域医療の関係の問題、特に峡南北部地域の医療連携の現状の課題について、所管事項でお伺いいたします。私は当選以来ずっと地域医療の問題、特に峡南北部の医療連携の関係で事あるごとに質問をさせていただいておりました。

その中で、2月県議会において、峡南北部地域における医療連携の問題について質問させてもらったところ、峡南医療センターとして来年4月に経営統合する予定であるということをお答えいただきました。その中で、これまで県内にも例がない大きなプロジェクトということで、地元のほうでも、スムーズにいくのかということで不安視する声もある中で、まず病院統合に向けた準備状況についてお伺いいたします。来年4月の新規開院まで1年を切るところとなりましたが、人事や運営体制の一元化や組織文化の一体感を醸成する、また、準備期間が限られている、短いということで、現在までの統合準備の進捗状況についてお伺いいたします。

小島医務課長 峡南北部2病院の統合準備の状況についてでございますけれども、本年の3月に峡南北部2病院の統合協議会が基本計画を策定しておりまして、これに基づきまして統合の準備作業を現在進めているところでございます。両町が設置した一部事務組合が4月に立ち上がってございます。そちらで準備を進めております。その中でも重要な経営計画とか人員配置計画、それから、施設設備の計画につきましては、一部事務組合に検討委員会、それから、実務者で構成しております作業部会、11の作業部会がございまして、これにおきまして今月中にも本格的な検討を始めるといふふうな見通しとなっております。以上でございます。

望月(利)委員 次に、最も大きな課題となる人材確保についてお伺いしたいと思います。地域の中で医療をしっかりと完結していく体制を構築していくためには、確実に医師や看護師を確保していくこと、これが最も重要と考えます。特に医師不足、これについては、この課題の解決なくして地域医療の未来はないと私は考えているところであります。そこで、峡南医療センターにおける医師の確保に向けてこれまで取り組んでこられた状況と今後の見通しについて教えてください。

小島医務課長 医師の確保の取り組みと今後の見通しについてでございますけれども、医師確保につきましては山梨大学との連携が最も重要だと考えております。そんな中で、大学の教授を一部事務組合の顧問として委嘱するというような形で大学と連携を図っているというふうにより一部事務組合のほうから報告を受けているところでございます。

今後につきましては、地域医療再生基金を活用しまして、山梨大学に寄附講座を設置いたします。その寄附講座によりまして、両方の病院の中に地域医療研修センターを設置いたしまして、指導医とか研修医の派遣を受けるということになっております。これによりまして、必要とする医師の確保が十分に図れるのではないかと考えているところでございます。以上です。

望月(利)委員 峡南医療センターにおいては、御承知のとおり、富士川病院が主に急性期の患者の治療、市川三郷病院が主に急性期を脱した患者の入院治療や幅広い外来治療などを行うという計画になっておりますが、両病院が一体となって良質な医療を提供するためには、医療連携、情報の連携という部分が必要になってくると思います。いろいろな部分で少しお聞きしている部分もあるんですが、2病院の医療情報システムの統合という部分に向けたこれまでの取り組みと、今後の状況についてお聞かせください。

小島医務課長 医療情報システムの統合に向けた取り組みと、それから、今後の見通しということでございます。現在、両病院とも電子カルテが導入されておられません。ところが、電子カルテは病院間の連携には不可欠だと考えております。それから、山梨大学の附属病院との間でも患者の情報を相互にやりとりできるシステムを構築する必要性を感じております。そんな中で、情報システムの仕様の確定に向けまして、県といたしましても事務組合への助言等を行ってきたところでございまして、現在、公募型プロポーザル方式によって業者を決定するという方向で、今月に入りまして公募を開始しております。7月末までに事業者の選定を行いまして、それから、年内にはシステム構築をする。リハーサルを経て、来年の4月の新規の病院の開院に合わせてシステムの本格稼働となるという見込みでございます。以上です。

望月（利）委員 それぞれの病院が適切に役割分担して強みを生かしていく、そういう経営をしていくためには、まず施設とか設備、その部分がふさわしいものに充実しなければいけない、強化していかないといけないと私は考えていますが、医療機器というのはほんとうに高価なものが多く、例えば更新したり、充実したり、改修したりしていく部分には非常に多額の資金が必要になってくると思います。そこで、施設や設備の整備、どのようにして予算を確保して行っていくのか、それに対して県がどういう形で支援していくのかお聞かせください。

小島医務課長 新しくできる統合病院の施設設備の整備をどのようにするのかということ、県の支援についてということでございます。県では、施設設備の整備に向けましては、地域医療再生基金を活用いたしまして支援を行っていく考えでございます。それから、2病院の統合に伴います施設設備の整備には、委員が御指摘のように多額の資金が必要だと考えております。地域医療再生基金だけでは賅い切れないものがあるのではないかとすることも想定しております。このため、現在、一部事務組合におきまして、必要な施設設備を今、洗い出しているところがございます、それに優先順位をつけるといった作業をしております。今申しましたように、基金の不足分が出てきた場合は、起債等で補うということも視野に入れながら、優先順位の高いものから順に、今申しました県の再生基金によって助成をしていくというふうな手順になっていくと考えております。以上でございます。

望月（利）委員 県内どの地域にいても、命の重さは平等でなければ当然いけません。また、医療を受ける環境というのは、みんな等しくそういう環境を享受する環境をつくっていかねばいけないと思います。地域医療に関して、これからの部分、一言、心意気を聞かせていただければと思います。

小島医務課長 現在、本県の医療につきましては、医師不足等に端を発して、地域の医療が非常に脆弱な状況にあるということを承知しております。県といたしましても、特に医師を確保するということが最重要な課題であると考えておりますので、この4月から山梨大学と県にセンターを設置しまして、これから輩出されてきます地域枠の学生を地域、それから、今、不足しております診療科に誘導するような施策を展開して、地域の医療の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

（第二種動物取扱業について）

望月（利）委員 先ほど条例のほうで、動物愛護管理条例関係のほうで、議案のときに質問させてもらった。今回、所管のところちょっと細かくお聞かせいただきたいなと思います。先ほどの中にちょっとお話もあった、新たに創設された第二種動物取扱業に該当する団体というのは、県内にどのような団体がどれくらいあるのかという部分をお聞かせください。

三科衛生薬務課長 第二種動物取扱業は、営利を目的としない犬・猫等の譲り渡し、保管、貸し出しなどを行う者が指定されているわけですが、県内では、ボランティアで犬・猫等の譲渡活動を行う団体がありまして、現在把握しているのは5団体程度です。今後新たに設けられました犬・猫等の管理の方法等の基準などを周知し、届け出の準備を行うよう指導してまいります。

望月（利）委員 行政の基本的な方向性や中長期的な目標を明確にするために山梨県でも山

梨県動物愛護管理推進計画を策定していますが、今回の法改正や条例改正に伴って、推進計画自体の見直しというのは考えていらっしゃいますか。

三科衛生薬務課長 山梨県動物愛護管理推進計画は、国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針が国で示してありまして、これに即して策定しております。現在、国では、動物愛護法の改正に伴いまして、この基本指針の見直しに着手しております。8月ごろには改正が行われるというふうに聞いております。改正後の基本指針に基づきまして、本県の推進計画も見直してまいりたいと考えております。

望月（利）委員 本県の推進計画も改正、見直していくという部分ですが、具体的にどのような形で本県の部分、特色を持って改正をしていくのかどうかという部分がありましたら、お聞かせください。

三科衛生薬務課長 8月ごろに予定されております国の基本指針の改正が行われたところで、県といたしましては、学識経験者、動物愛護団体、獣医師会等による検討委員会を設け、基本指針に即している、かつ、地域の実情を踏まえた内容となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

（医療費集計支払システムの改修について）

山下委員 先ほどちょっと小越委員が言いました重心のことで、先ほどいわゆる核になるのが国保連のものになるわけでございます。本会議で御答弁いただいたんですけれども。そうなってくると、次に市町村が来て、それで、医療機関。結局、医療機関、医師会がかなり反対したというのは、1,500近い医療機関の部分のシステム改修をどうするのかということですよ。市町村は27市町村ですから、それにしても、私、本会議のときも質問させていただいたように、人口比率によってシステム改修費の金額が変わってくるというのはもうわかっているわけです。実際の話、その補助金をどういうふうにするのか。多分、その辺を市町村が言ってくると思いますけれども、その辺の考え方を教えてください。

平賀障害福祉課長 医療機関のシステムの改修の件でございますけれども、これにつきましては、今年度、今後になりますけれども、医療機関のシステムの実態を調査することといたしております。その調査結果を踏まえまして、どういうふうなシステムの内容とか、それに伴う経費、その他のことにつきまして積算をしていきたいと考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

山下委員 僕がこの重心の問題で一番問題点と指摘しているのがそこなんですよ。要するに、制度設計を何にもしないままに、いきなり突然、重心変えます、自動償還方式に変えますというのは非常におかしいんじゃないか。今までの県のやり方とちょっと違うんじゃないか。普通、移行するんだったら、ペナルティーが当然、4億円かかるというのはわかります。それで、国保連に出している事務手続とか、そういうものを含めれば、この前のときの本会議で初めて、9億円を超えますなんて言ったけれども、それ以上のものが今度かかってくるわけですね。

それで、もっと言わせていただければ、5年前に重度心身障害者、これ、窓口無料化をしようとしたときにも、各市町村も全部、医療機関もシステム改修

をしているわけです。その部分もあって、5年もたないうちにまたシステム改修ですというのはちょっとおかしいんじゃないか。当然、向こうからだって、医療機関だって、間違いなくそのシステムを変える部分は県が持ってくれるんでしょねと、そういう考え方でいるわけです。だから、医師会は反対するんです。5年もたないうちにまたシステムの改修かと。じゃ、県が持ってくれるんでしょねと。

そして、しかも医療機関が1,500もあるわけですよ。莫大な金額になりますよ。確かに、でも、ペナルティーをずっと、これからのことを考えれば、そっちのほうが安いかもしれないけれども、そういう部分の制度設計、移行するための手続というか、そういう準備ができていないままに、とにかくペナルティー分より安くなるだろうからとって移行したという、僕はそうにしか見えない。だから、その辺が非常におかしいんじゃないかと言っているんです。

その辺、だって、この質問はもう1年も前からですよ。制度設計どうするんだというふうな話をずっとしているのに、1年たってもまだ、いまだに至って、検討中ですよ。だって、これ、来年の11月にはスタートしようというんでしょう。ほんとうに間に合うんですか。これから調査して、各医療機関に全てお願いして、システムを変えてもらって、市町村にも全て御理解いただいて。その辺どうなんですか。

平賀障害福祉課長 医療機関のシステムの改修の件でございますけれども、今回お願いしております国保連のシステム改修、これによりまして、これをできるだけ充実させることによって、市町村はもちろんです、委員御指摘いただきました1,500を超える医療機関の改修も必要となりますので、この改修を、いわゆるセンターコンピューターといいますか、国保連のコンピューターをできるだけ機能を高めることによって、医療機関の改修は少なく済むようにしていきたいと考えているところであります。

今、御質問の中に出ましたシステム改修の経費負担のことですけれども、今回の見直しに伴うシステムの改修につきましては、医療機関の負担を求めないというふうな方向で現在、検討を進めているところでございます。

小越委員

先ほど重度医療の不適正な事務についてというところの説明があって、初めて聞いて驚いたんですけれども、どうしてこんなことになったのかなということ非常に、怒りというか、事業所側にしてみれば、出したものが1年間何も言わず、だから、登録番号が何もなくて、請求できなかったということですよ。どうしてこんなことになったのかという中に、「職員が業務量の多さを訴え」と書いてあるんですけれども、結局、重度障害者の問題でも、昨年も市町村とのやりとりで、障害福祉課の中で間違っただということがありましたよね。障害福祉課の中で人数が足りているんですか。業務量が多過ぎて人手が足りないからこうなったのが一番なんですか。それとも、チェック機能がまずかったからこうなったんですか。次から次へ出てくるので、どうしてこうなるのかということ非常に疑問というか、思うんですけれども、そこをまず聞かせてください。

平賀障害福祉課長 今回の不適正な事務につきましては、大変申しわけない事案であったと考えております。それで、どうしてこのような事態になってしまったかということにつきましては、お配りをさせていただきました原因のところ、委員御指摘のありましたような、事業量が多いとかいうこともありましようし、あるいはマネジメントのこともありましようし、さまざまな、ここには幾つか、4つ

5つの原因を書かせていただきましたが、このようなことが重なっているというふうに考えておきまして、再発防止策に今後努めていきたいと考えております。以上です。

小越委員

これで再発防止なのか、私、非常に疑問です。職員の人数をふやさない限り、業務はふえていくばかりですので。法律がどんどん変わっていきますから、そこについていかなければならないし、そこには事業者さんもいますし。そこは前と同じように、努めてまいります、再発防止だけでは、私、これ、また大きいミスが心配なんですけれども、ここはもっと根本的に人をふやすとかいうことはできないんですか。

平賀障害福祉課長 御指摘いただきました職員の数の問題に関して申し上げます、昨年从今年にかけて増員をしたところでございます。以上です。

小越委員

じゃ、人をふやしたから、もうこれは二度と起こらないというふうに考えます。

それで、重度医療の先ほどの話ですけれども、先ほど山下委員からもありましたけれども、先ほど私も質問しましたけれども、「重度障害者医療費助成見直しについて(案)」ということで医療機関に説明の文書が回っているのを私もいただきました。それで、先ほど山下委員からも、医師会からもいろいろな御意見があった、それから、市町村からもいろいろな御意見があったということで、知事の記者会見の中にも、記者の質問に、「福祉関係者、手続煩雑化を懸念する自治体関係者の声をしばしば聞く」と知事が言っておりますよね。そもそも障害者団体や事業所の皆さんはまだ納得していないわけですけれども、医師会、それから、医療機関、市町村、いろいろな中で説明していく中で、どのような御意見や質問や疑問とかが出されて、どう答えているのかまず聞かせてください。

平賀障害福祉課長 ただいまの重度障害者医療費助成事業の見直しにつきましては、関係団体、特に最近では医療機関、医療関係者の皆様方のところをお訪ねして、説明をしております。御意見というのはいろいろございますので、例えば何についてとか、テーマといいますか、そういうものをいただければですが、そこではいろいろなお話が出ます。例えば貸し付けの話も出ましようし、システム上の、新しい、医療機関から国保連へ情報を提供することのお話も出ましようし、いろいろございます。以上です。

小越委員

皆さん、それで、「はい、わかりました。じゃ、頑張ってください」と言っているわけではないと思うんです。いろいろな意見が出ていて、先ほどもありましたけれども、じゃ、医療機関がどうすればいいのか、市町村が申し込み、申請になったりします。そのときどう対応すればいいのか、県はどこまでやってくれるのか、お金払ってくれるのか、いろいろな意見がある中で、「はい、わかりました」というふうには多分なっていないと思うんです。

それを聞いて、県がまだ制度設計をしていない。先ほどもシステムコンピューターのところに貸し付けのことは何にも入っていないですよ。医療機関への説明の中では、医療機関の御理解と御協力が不可欠と。この中に、医療機関の自己負担額の未納対策、そこには、未収金発生リスクへの対策として、無利子の事前貸付制度を整備、医療機関の未収金発生リスクの回避というふうに、貸付制度をつくりましたから、医療機関に未収金は発生しませんから御安心く



ださいと書いてあるんですね。

では、貸付制度はどのようなものなのかお聞きしたいと思います。ここに書いてあるんですから、貸付制度があれば未収金は発生しないということなんですよ。であれば、貸付制度をまず聞きたいんですけども、1カ月大体10万円を限度に貸し付けをというふうにおっしゃっていますけれども、だったら、今、10万円って、多分、国保の限度額認定証の10万だと思っんですけども、国保の限度額認定証は、国保料を滞納しているとほとんどの市町村は出しません。この貸付制度は、国保税、国保料、また、ほかのものも含めて税金を滞納していると使えないということになるんですか。

平賀障害福祉課長 貸付制度につきましては、御指摘のありました限度額適用認定証の利用もございますが、ほかにも、例えば高額療養費の支払い資金貸付制度等もありますので、このようなものとの兼ね合いを見ながら詳細を検討してまいりたいと考えております。以上です。

小越委員 だから、国保税・料を滞納していても、この貸付制度を使えるんですか。それを聞いている。

平賀障害福祉課長 国保税の滞納の問題とこの貸付制度の問題というのは、国保税の滞納の問題というのは、これ、ベースの問題としてございますので、これと貸付制度との関係で論ずるといいですか、そうはいかんなというふうな考えを持っております。いずれにしても、貸付制度の詳細は今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

小越委員 だから、貸付制度、何も決まっていらないんですよ。貸付制度をつくるから、未収金は大丈夫ですよという、違うじゃありませんか、医療機関に対して。だったら、この貸付制度を使ったとする。しかし、病院に行く前の2週間前に貸し付けてもらう。じゃ、その途中になくなってしまった場合とか、それから、ほかのものに使ってしまった場合、あるいは、本人が入院をして意識がない。だけど、お金を申請には本人か家族。家族もいない。いろいろなケースが考えられます。そのときに誰が対応するんですか。例えばいろいろな貸付制度、返還できなかった場合、県の中でもいろいろな問題が起きてきます。それは一体誰が責任を持って対応して、その方々に返してもらいたいとかやるんですか。それは県がやってくれるんですね。

平賀障害福祉課長 事前貸付制度のことですけれども、あくまで受給者の利便性を考慮して事前に貸し付けるというふうなことを制度として設けたいと考えているものでございまして、委員御指摘の点も含めまして、制度の詳細については今後検討してまいりたいと思います。以上です。

小越委員 だから、何も決まっていらないんですよ。さっき山下委員も言いましたけれども、私も、じゃ。制度の設計が何も決まっていらないのに、さっき部長が言っていましたけれども、先に窓口無料をやめるということだけを決めて、あとは何とかありますわ、あと1年後でございまして、とにかく決めたから、もうやらせてくれというふうの説明しているとしか思えません。いろいろな意見が出ていて、これはどうなる、あれはどうなるということの一つ一つ解決できないのに、制度設計をつくらずに、何でシステムコンピューターの話を言うてるのか、私、わからない。

この話を今度、8月から6カ所で説明会を開くと言っておりますけれども、この貸し付けのところをその説明会で話ができるんですか。

平賀障害福祉課長 今年の8月に計画をしておりますこの制度の見直しの説明会ですけれども、県としまして考えているこの見直しの概要とか、あるいは貸し付けの制度も含めまして、これまでは関係者の団体あるいは医療機関、そういうところに説明に上がったところですが、広く県民の方全般を対象として説明を行うものでありまして、そういうところで県民の皆さんの御理解を得ていきたいと考えております。以上です。

小越委員 だから、貸付制度のことを医療機関にも市役所にも話をせずに、県民の皆さんに、貸付制度がありますから御安心くださいといっても、どうするかということも何も決まっていらないんですよ。返ってこないお金が未収金になった場合どうするかもわからず、誰が担当するかもわからず、市町村にしてみれば、ほんとうに大変なんです。市町村に申し込みに行くわけですよ。市町村に貸し付けの申請に行くし、市町村に3カ月後に金が入ってこないけれども、どうするかということ。その市町村の苦勞と、そこに人を充てなければならないかもしれない煩わしさと煩雑さと、そして、何よりも重度障害者の人が、こんな面倒なことを。5年前に始めたばかりですよ。なぜ今こう変えるか。誰も得しないですよ。お金の話だけですよ。みんなが大変になるのに。そして、私、今話を聞いていると、障害福祉課が全部責任を負うとは思えません。これ、やっぱり見直し先行ありきでやっていることに問題があると思います。どうかもう1回考え直すということはないんでしょうか。

平賀障害福祉課長 この制度をどのように詰めていくか、この点につきましては、委員御指摘の点を受けまして今後検討してまいります。制度を考え直すかどうかということにつきましては、現在そういうふうな考えではなく、よりよい制度にしていきたいというふうなことを考えております。以上です。

(待機児童について)

小越委員 よりよい制度にはならないと思います。ぜひこれ、もとに戻してもらいたいと思います。

次に、保育の問題でお伺いしたいと思います。私、2月議会のときに保育の問題をお聞きしました。待機児童は山梨県にはいないと。しかし、希望する保育所に入れない方がいる。できたら希望する保育所に入るのが望ましいというふうに、その当時の福祉保健部長さんに御答弁いただきました。

そこで、もう1回お聞きしますけれども、山梨県内には待機児童はいないというふうに新聞でも発表されました。そして、今年、山梨県政の一番の課題は少子化対策です。少子化対策プロジェクトチームもつくられ、第1回の会議も開かれているかと思っております。そして、総合計画審議会の中でも、少子化の問題、社会減の問題と自然減をどうするかということと言われて、保育や学童保育をどうするか、働きながら子育てできる環境をどう整えるのか、そして、子供たちを健やかに育てるのはどうしたらいいかということが今、一番の県政課題だという立場からお話を聞きたいと思っております。

それで、待機児童はゼロというんですけれども、この前資料をいただきましたら、ゼロ歳児のところの対応が非常に緊迫しているということを知っております。今既にこの4月段階で、甲府や昭和町は定員を超えて入所されております。定員を超えて入所されているところが甲府、甲斐市、昭和町。100%、

4月1日現在でもう定員を超えているんですね。ということは、125%まで入れてもいいというふうになってはいますけれども、この後、4月1日現在の後に、例えば5月、10月、12月、育休・産休があけて、子供を預けたいという方が出てきます。保育園は、1歳になっても、4月1日現在がゼロなら、基本的にはゼロ歳児に入ります。

そうしますと、ゼロ歳児のところが大変になっていることを、私、この前、資料をいただきまして、見ました。今年の3月のときに、4月現在ですと、ゼロ歳児は今、公立と私立を合わせて632人、1歳・2歳児が5,483人です。しかし、そのちょっと前の25年3月には、ゼロ歳児は1,462人も入っていました。つまり、4月段階では600人ぐらいでも、1年たつと、途中で産休明け・育休明けで入ってくる方が倍になる。ゼロ歳児が倍になるんです。そうしますと、この方々は一体どこに入所できるのか。すなわち、甲府、昭和、甲斐市などではもう定員を超えています。じゃ、どこにこのゼロ歳児の方を預けたらいいんでしょうか、まずお伺いします。

宮沢児童家庭課長 委員御指摘のとおり、年度中途の保育需要はございます。4月に年度がスタートしました時点に比べて、3月に卒園するなり、次のクラスに上がるなりという段階を迎えますと増加傾向にあるのは御指摘のとおりです。

ただ、保育所の保育士さんは法定で基準が決まっております。私ども、ということも懸念されましたので、調査をいたしました。公立については、これは一件一件やっているわけではありませんので、どの保育所、人気のある保育所といいますか、先ほど委員おっしゃったように、昭和町あるいは甲府だけで捉えてはいませんけれども、平均的に見ますと、年度当初ぐらいですと、公立については2人ぐらい、中間といいますか、年度中途の児童に対応できるような、余剰と言うとおかしいんですけども、比較的余裕を持って環境を整えている。私立については金銭的なものもございますので、1人程度という統計をとって、各市町村、年度中途の需要にも対応できるような体制を整えていると思っております。以上でございます。

小越委員

例えば昭和町を見ますと、ここの昭和町のある保育園でいいますと、平成24年10月現在93人入っております。ほんとうは定員60人です。その4月1日現在だと60人ですけども、10月には30人ぐらいふえてしまうんですね。昭和町では、見ましたら、認可保育園に入れなかった場合、認可外の保育園に入れざるを得ないというところには、手当を出し、助成金を出したりしています。そして、例えば北杜市では、北杜市の保育園人材バンクというのがありまして、途中で公立保育園で、ゼロ歳児は3人に1人の基準ですから、保育士さんが足りないということで、人材バンクもつくっている。北杜市では25年1月21日現在、ゼロ歳児はどこも入れません。1歳児も入れません。2歳児がちょっと入るぐらいです。そうなりますと、働くお母さんにとってみると、もうほんとうに保育所探しが大変なんです。就活、婚活、お産の産活、そして、保活、そして、小学校1年生の学童保育という5つの壁を乗り越えないと、子育てで2人目を考えられなくなってしまうんです。この保育の問題は大きな問題であります。

今回もう1つ聞きたいのは、甲府市に子供さんを預けたい、甲府に職場がある、だけど、うちは甲斐市だと、いわゆる広域入所の問題です。これは甲府市は甲府市で子育ての支援事業計画をつくります。甲斐市は甲斐市で支援事業計画をつくります。だけど、甲府の子供たちのことは考えるけれども、甲斐市の子供のことは甲府市は考えないわけです。でも、広域で入所することは、それ

はやっぱり県が調整するしかないと思うんですけども、この広域入所の問題、どのようにお考えですか。

白壁委員長 小越委員、簡潔に頼むね。ちょっと長いね。

小越委員 はい。

宮沢児童家庭課長 広域入所というのは、委員おっしゃるように、甲斐市の人が甲府の事業所に通うから、その近くに預けたいと。傾向といたしまして、やはり皆さんにお聞きすると、通勤途上に保育所があるといい、あるいは自分の働いているところの近所に保育所があるといいということで、確かに甲府に対する他市町村からのニーズというのは多いことは聞いております。甲府につきましては、先ほど委員御指摘のとおり、既に全体的に100%を超えた預かりをしております。定員を超えております。そういった状況の中で、甲府につきましては、基本的に条例の施行規則の中で、定員に余裕がある場合について広域の受け入れをすると、基本的な考え方はそのようです。ただ、現実問題として、甲府市においても、例えば兄弟で通っている場合とか、最初、甲府に住んでいましたけれども他市町村に転出したというところについては、引き続き預かりをしておりますので、300人程度の広域の入所を認めているといえますか、現実に預かっております。

それから、もう1点でございます。例えば今度、先ほど冒頭申し上げた条例の関係で、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。甲斐市もつくります。甲府市もつくります。その中で、子ども・子育て支援法では、その調整を県に求められています。これは、市町村は計画をつくるときには県に協議をなさいということになっておりまして、法定の協議事項でございますので、各市町村の需要、ニーズ調査から始まって、需要見込みを出していくんですけども、そういった需要の状況を県が聞き取り中で、広域についての各市町村の考え方を調整していくことになると思います。子ども・子育て会議におきまして具体的に県の広域調整の役割というところがまだ明らかになっておりませんが、そういった役割はしていくことになるだろうと想定はしております。以上でございます。

小越委員 そうしますと、広域入所については県がそれを調整するとなりますと、各市町村の例えば保育園をつくる、建設する、それから、先ほど言いました保育士の確保、それについても、甲府市の責任ではなく、甲府市の子供、甲斐市の子供も含めてそこをどうするか、広域入所をするとなれば、県が認可の保育の施設の建設の費用とか保育士の確保についても、調整したり、責任を負うという理解でよろしいんでしょうか。

宮沢児童家庭課長 基本的には市町村が保育の主体でございますので、施設整備あるいは保育士の確保、これはやっていくことになると思います。ただ、ニーズ調査の中で、広域の入所というのは、5年計画ですので、将来を見込むというのはなかなか難しいお話かとは思いますが、そういった中で、要望とか意見を聞きながら支援事業計画を調整していく必要はあると考えております。

(風疹の予防接種について)

小越委員 ぜひ県が主体的にならないと、各市町村任せでいくと、ほんとうに必要なときに保育所が使えないということになりかねないと思っています。特に今度、

子ども・子育て会議を聞きますと、保育園の施設の建設のところにお金が出なくなるような話も出ております。そうしますと、認可保育所がつかれなくなってしまう。ぜひ県が、さっき条例もありましたけれども、ぜひそこでしっかりと調整機能を果たして、子供たちが安心して保育所、お母さんたちが2人目を産んでも大丈夫だと思えるようなことをしてもらいたいと思います。

次に、風疹のことについてお伺いします。風疹の予防接種を各市町村で助成が始まっているとお聞きしていますが、山梨県内の大人の風疹の予防接種の助成状況がどのようになっているか、まずお知らせください。

堀岡健康増進課長 山梨県内の市町村の助成状況ということでよろしいでしょうか。今、私も確認できるところで、富士吉田、都留市、甲府市、笛吹市、大月市、甲斐市の6市と富士河口湖町において助成を行うということがもう正式に決まっているという確認をしております。

小越委員 助成していただくのはいいんですけれども、助成の中身を見ますと、成人男性を含めて、ちょうど受けてこなかった年齢の方が希望すれば全員というところもあれば、妊娠を希望する方、妊婦さんという、限定しているところもあるんですけれども、限定じゃなくて、広くしないと、風疹の予防接種の意味がないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

堀岡健康増進課長 確かに委員おっしゃるように、医学的には一部そのようなこともありますが、一方で、例えばほかの東京都とかは、今、風疹の患者さんは大体2,000人から2,500人くらいおります。山梨県、実は流行の情報がありますので、今年かなり機動的に人数を把握しております。私も、ごく最近の細かく人数を把握している中だと、いきなりふえたりしないか注視しておりますが、幸いなことながら、実は山梨県はもともと風疹というのは非常に少ない県でして、今までに実は16人でございます。今まで実は一番心配としている先天性風疹症候群の患者さんは山梨県では1人も発生したことがないという状況です。例えば東京だと満員電車に乗って通勤したり、山梨だとそういうことはあまりないというようなことも影響しているのかもしれませんが、感染状況は大分下がるというところがございます。市町村の助成の状況も我々、調べましたけれども、確かにちょっと厳し目にしているところもありますが、そういった感染状況と合わせて市町村が御判断されているのではないかと考えております。

小越委員 市町村の判断ですけれども、県が半分お金を出していただければ、市町村も経済的にも財政負担が少なくなると思います。県として成人の風疹の予防接種の助成のことを考えていることはないでしょうか。やってもらいたいんですけれども。

堀岡健康増進課長 今、幾つかの都道府県で確かに助成をやっているところがございます。私も、全国調査をしましたところによりますと、東京、大阪、愛知、あとは千葉、神奈川といったようなところが確かにやっておりますが、実はこれらの県は、例えば東京2,500人、大阪2,000人、神奈川1,100人といったように非常に風疹が流行しているところがございます。もちろんゼロ人じゃない以上、予防接種をする医学的な意味はゼロではありませんけれども、今のところでは先天性風疹症候群の発生もないものですから、流行状況を注視して、かつ、我々、ホームページとか保健所を通して、予防接種を今、93%ぐらいの

方が受けているんですが、それでも受けない方がいらっしゃいますので、そういう方に、何で受けないんですか、できれば受けてください、受けない場合は先天性風疹症候群という怖い合併症が起こることがあり得ますということを経験提供していただくということは今しておりますので、そういった対策をより進めていきたいと思っております。

(県立病院の病床利用率について)

小越委員 ぜひ県としても、財政負担のことも市町村に任せずにやっていただきたいと思っております。

最後に、県立中央病院のことについて少しお伺いしたいと思っております。今、県立中央病院の基準ベッドは651床と書いてあります。現在の県立中央病院の病床利用率はどのくらいでしょうか。

小島医務課長 71.2%でございます。

小越委員 71.2%。そうしますと、ちょっとすぐ計算ができない。651床の71.2%の病床利用率ということは、ざっとの話ですけれども、200床にちょっと欠けるくらいがあいているということでしょうか。

小島医務課長 単純計算をしますとそういうことだと思います。

小越委員 たしか県立中央病院は、今、新しくつくったときに、691床で建設をして、建設のための総務省からのお金も来ているはずですよ。それを40床減らして、しかも今、71%です。たしか公立病院の改革ガイドラインは70%を下回ったのが3年か5年続くといろいろ指導があったと思うんですけども、691床で申請して、補助金も来てつくったのに、40床も減らして、しかも今、常時、ざっとですけれども、200床くらいあいているということについて、県民からどうしてなのかという声も出ているんですけども、200床もあいていて、651床についてのお考えはどう考えますか。

小島医務課長 県立中央病院でございますけれども、県立中央病院の性格を考えると、3次の医療機関ということでありまして、先進的な医療とか、専門性の高い医療の提供を求められております。さらに、がんとか救急、災害、周産期などの医療の基幹病院というふうになっております。また、24年に閣議決定されました、社会保障・税の一体改革の大綱の中でも、今度は医療体制の連携というような中では、疾病の病期、急性期、回復期、それから、維持期といったようなものに着目して、医療資源を有効に活用するようにというような流れになっております。

こうした中、中央病院では、先ほど言いましたように、主に急性期の患者の治療に当たっているというところがございます。急性期の患者さんを扱って、それから、問題ない形で回復期の医療機関へ医療連携をしまっているという中で、在院日数が少なくなってきました。こうしたところから、数字上は病床利用率が低くなっているものかと考えております。以上です。

小越委員 そうしますと、病床利用率70%前後、平均在院日数が12日で、急性期ですから、診療報酬が一番高いところですから、それは黒字になるのは、黒になっていくのは当然ですよ。今度、独立行政法人になりましたから、会計基準

も変わって黒なんですけれども、でも、200床近く毎日毎日あいているというのを、税金を投入してつくった病院でありながら、私はそれはちょっとおかしいんじゃないと。

二次救急だってやっていますよね。救急だけじゃなくて、二次救急もやっているわけですから、そこでリハビリ、それから、回復期に行くまでの時間をもっと少し調整するとか、在宅に向けるとか、そういうところも含めて、大体、200床も毎日あいているというのは、私は税金で建てた病院がいかげなものかと思うので、そこを改善することは、埋めるということにはできないんですか。

小島医務課長

ただいまの委員の御指摘でございますけれども、繰り返しになりますが、県立中央病院としますと、県立中央病院として与えられた意義、意味、役割を実践していくような形で今言ったようなことを行っております。

ただ、患者さんにつきましては、転院先とか入所先が定まらないままに転院をするということのないように、地域連携センターを設置してございます。ここで患者さんがどのような形で退院するのが最も望ましいのか、今言ったように、転院であれば転院、入所先が必要であれば入所先ということをお患者さんとよく相談をしながら、入院している間から常に相談をしております、決めていっている形でございます。8人を超える保健師、看護師、それから、メディカルソーシャルワーカーがチームを組みましてこうしたことを行っているというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

(初期研修について)

小越委員

普通、公立病院で病床利用率が低いのは、医者がいないから、医師がいなくてというのが多いです。県立中央病院の場合は、医師がいなくてというところまでいかないんじゃないかと思っております。私、200床もあいているのは少し問題だと思っております。

もう一つ、先ほど医師の不足のところがありました。地域医療再生計画の中に研修医の状況が載っております。24年ですけれども、山梨県の研修医の募集は全県で75人、しかし、マッチ数が49人、マッチ率は全国43位と、全国平均75.2%を大きく下回っております。そして、県内の医療機関で初期研修を行ったにもかかわらず、4分の1の研修医が研修終了後県外に流出しており、県内病院に定着していない面がありますということです。

先ほど、地域枠の学生さんが来年出てくるとおっしゃいましたが、マッチ率が全国43位という中で、地域枠の皆さんが山梨県にある病院のところをしっかり初期研修に来ていただけるのか、全国43位というのを見て非常に心配なんですけれども、いかがですか。

小島医務課長

先ほど私のほうからも少し御案内させていただきましたけれども、この4月に地域医療支援センターを山梨大学と県で設置いたしております。ここでは、地域枠の子供たちが今年度の末から卒業して、医師としての初期臨床研修を受けるわけでございますけれども、学生でいるうちから、医師のキャリア形成ができるようなローテーションを勤務体制として組む中で、地域に医師不足となっております病院に医師を供給できるような仕組みづくりをしていくということを目的としております。そうした中で、どの地域に医師が不足しているとか、どの地域でどういった医師を必要としているとかということも同時に調査、検討しながら、医師を今度は有効に、地域の偏在、診療科の偏在をなくすような形で検討、輩出していくということを考えているところでございます。以上です。

小越委員

最後に。でも、初期研修を受けないと、いきなり市中の開業医のところに行けないわけですよ、初期研修。4分の1の研修医が後期研修で外に行っていると、研修終了後は外へ行ってしまおうと。ここが私、心配なんです。例えばマッチング率がせつかく100に近くなって、中病、医大などに募集定員がこれ、マッチ数、全部埋まったとしても、その後県外に行ってしまうとは定着していかないんです。研修をいろいろな、在宅医療も、それから、急性期も、それから、慢性疾患も含めて総合的に診る先生も含めてのそれをしないと、マッチ率は高まっていかないと思うんです。マッチ率を高めて、研修医の先生が県内に定着してもらうような、そこをやっぱり学生のときと、それから、研修医になったときの両方やるべきだと思うんですが、その施策はどんなことがあるのか最後にお聞きしたいと思います。

小島医務課長

先ほどの御説明に繰り返しになって恐縮ですが、ちょっと言葉足らずのところがあれば、もう一度御説明させてもらいたいと思います。医師のキャリア形成、要するに、初期臨床だけではなくて、それから引き続き行う後期の研修、今、初期臨床を行うと、初期臨床研修病院へ残る率は高くなっております。それから、後期の研修を行えば、さらに後期の研修を行って、自分が目指すところを目指すという形で、県内の病院にも残るといった医師が多くなると思います。そうしたふうに医師を誘導するために、医師が目指したいと思っているキャリア、こういうふうな形でキャリアアップしたいというようなことを医師から学生のうちから話を十分聞きまして、そういった形で、目指すべき方向にその医師ができるような形のプログラムをつくっていくということを梨大と県で連携してやっていくと。そのプログラムの中には、梨大附属病院とか中央病院だけではなくて、地域の病院も入れていく中において、地域の病院の医師不足も同時に解消していけるんじゃないかということで取り組みを始めたところでございます。以上です。

以上

教育厚生委員長 白壁 賢一